行政書士かながわ

2022.3/4 MARCH・APRIL VOL.273

FMヨコハマ「にゃんとも頼れる!行政書士」
4月21日、28日 11:20頃〜(毎月第3・第4木曜日)

twitter Follow me @KanagawaKouhou
Facebook 神奈川県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

Publisher's Voice

行政書士かながわ 発行人 田後隆二

新型コロナウイルス感染症の蔓延が続いています。昨年末にはいったん収束したかと思われましたが、年明けから始まった第６波は、過去最高の新規感染者数を記録しました。今後も収束・拡大を繰り返していくのでしょう。

現在、令和４年度の事業計画（案）・収支予算（案）を策定しているところです。当初計画通りに執行できることを願いますが、第７波、第８波が押し寄せ、思うように進まないことも十分予測されます。

この事業は毎年〇〇月に実施するという固定観念は捨てて、収束時期を見計らって時期をずらすという柔軟な対応が求められることでしょう。たとえば、賀詞交歓会を〇〇記念式典と看板を掛け変え、夏場に行っても良いではないですか。

神奈川県行政書士会会長　田後隆二

目次 Contents

本会だより …… 1
各部情報掲示板 …… 10
研修会･講演会のご案内 …… 20
支部だより …… 23
政連だより …… 30
かなさぽ便り …… 35
会員のひろば …… 37
新入会員紹介 …… 40
事務局だより …… 43

理事会報告

日　　時　令和３年１２月２２日（水）１５時３５分～１７時００分
場　　所　本会大会議室
出席者数：３２名（理事会構成員定数３４名）
出 席 者
　会　　長：田後隆二
　副 会 長：小出秀人、神本千石、平野公平、安友千治、向川潔、田中誠、本間潤子
　理　　事：飯田弘樹、濵岡大介、岡本祐樹、小川恵一、蒲谷渉、阪西貴子、大道栄徳、
　　小林千恵美、我妻敦、下川原孝司、村上敬隆、玉寄長宗、笠間由美子、
　　赤澤師明、大神和己、荒木克成、三浦健治、川越勝、松嶋千恵子、清水俊之、
　　田中徹、片岡勝、齋藤雄一、谷川純一（常務理事）
　オブザーバー：青木弘子監事、加藤幹夫政治連盟会長、千代川浩子支部長会代表幹事
　事 務 局：（兼）谷川純一事務局長、加藤岡政彦次長
　欠 席 者：杉本剛昭理事、廣瀬聖理事、石川房治監事

協　議　事　項

（１）会員の処分について
（２）神奈川県行政書士会会議規則の一部改正について
（３）苦情処理委員会委員の委嘱について

報　告　事　項

（１）会員の状況について
（２）令和４年新年賀詞交歓会について
（３）日行連理事会（１１／１７）及び会長会（１１／１８）の報告について
（４）日行連と関東地方協議会との連絡会（１２／１４～１５）の報告について
（５）年間スケジュールについて
（６）各部・各委員会・ＷＧ等活動報告について
（７）行政書士法第１４条に基づく会員の懲戒処分について

理事会報告

日　　時　令和４年１月１７日（月）１５時３０分～１７時００分
場　　所　本会大会議室
出席者数：３０名（理事会構成員定数３４名）
出 席 者
　会　　長：田後隆二
　副 会 長：小出秀人、神本千石、平野公平、安友千治、向川潔、田中誠、本間潤子
　理　　事：飯田弘樹、杉本剛昭、濵岡大介、岡本祐樹、小川恵一、蒲谷渉、大道栄徳、
　　小林千恵美、我妻敦、下川原孝司、赤澤師明、大神和己、荒木克成、三浦健治、
　　川越勝、松嶋千恵子、廣瀬聖、清水俊之、田中徹、片岡勝、齋藤雄一、
　　谷川純一（常務理事）
　オブザーバー：加藤幹夫政治連盟会長、千代川浩子支部長会代表幹事
　事 務 局：（兼）谷川純一事務局長、加藤岡政彦次長
　欠 席 者：阪西貴子理事、村上敬隆理事、玉寄長宗理事、笠間由美子理事、
　　石川房治監事、青木弘子監事

議　決　事　項

（１）会員の処分について
（２）神奈川県行政書士会会議規則の一部改正について
（３）苦情処理委員会委員の委嘱について

協　議　事　項

（１）令和４年度　運営基本方針（案）について

報　告　事　項

（１）会員の状況について
（２）令和４年新年賀詞交歓会について
（３）令和４年度　各部等における予算編成について
（４）マイナンバーカード代理申請手続事業について
（５）年間スケジュールについて
（６）部・各委員会・ＷＧ等活動報告について

民事法務部からのお知らせ

～事業復活支援金について～

令和４年１月３１日（月）より、経済産業省による「事業復活支援金」の申請受付が始まっております。

登録確認機関として事前確認の実施にご尽力頂いている会員の皆様には、既にお知り置きかと存じますが、今回はこの制度について簡単にご紹介いたします。

「事業復活支援金」とは・・・

・新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ感染症」）により、大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給する制度

・昨年実施された、一時支援金、月次支援金に続き、登録確認機関による「事前確認」を必要とする第３弾の支援金として実施されている

給付対象

ポイント①　⇒　新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う影響があること

ポイント②　⇒　①を原因として、基準期間中の基準月と対象月で、一定の売上減少があること

売上減少率は、５０％以上　または　３０％以上５０％未満

対象月・・・「２０２１年１１月～２０２２年３月」のいずれか

基準期間・・・「２０１８年１１月～２０１９年３月」

「２０１９年１１月～２０２０年３月」

「２０２０年１１月～２０２１年３月」のいずれか

給 付 額

ポイント③　⇒　支給金額の上限は、個人事業主で最大５０万円、法人で最大２５０万円

ポイント④　⇒　計算式は、基準期間の売上高　マイナス（対象月の売上高×５か月分）

事前確認

ポイント⑤　⇒　今回から、コロナ感染症による影響につき、チェックが必要

ポイント⑥　⇒　一時支援金、又は月次支援金の受給実績がある場合は、事前確認不要

登録確認機関と継続的支援関係にある場合は、簡単申請が可能

ポイント⑦　⇒　今回から飲食店も対象となっているが、自治体の協力金等を受給している場合は一日あたりの協力金の金額も上乗せして、売上高を判断する

現在、日行連を介して、生活衛生業同業組合からの相談員派遣依頼が増えております。

登録確認機関にご関心のある先生方におかれましては、ぜひご登録をお願いいたします。

民事法務部では、今後も各種支援金については勿論、民事法務業務に係る情報発信をしてまいります。

以上

経済産業省　中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

❶と❷を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

❶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

❷ 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円　**個人事業者等** 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方
→ 事前確認が不要！　提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方
→ 事前確認を簡略化！　提出書類が少ない！

▶詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

❶国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの

❷国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止

❸消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行

❹海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制

❺コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少

❻顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

❼コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

❽国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

❾国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-789-140
(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 03-6834-7593　受付時間 8:30-19:00(土日・祝日含む全日)

ホームページ

事業復活支援金 検索

https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

⚠ 不正受給は犯罪です！

申請の流れ

アカウントの申請・登録等 → 登録確認機関の事前確認 → 申請※3

一時支援金または月次支援金を既に受給**された**方 ---- 申請ステップが省略できます ----→ マイページから申請 下記書類 1 ～ 5 を添付（過去受給時の情報を活用可能）

一時支援金および月次支援金を受給して**いない**方 → ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番※2 → ホームページで登録確認機関を検索する

- 継続支援関係※1 に当たる登録確認機関が**ある**方 → 継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する → TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける → マイページから申請 下記書類 1 ～ 5 を添付
- 継続支援関係※1 に当たる登録確認機関が**ない**方 → ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する → TV会議/対面により ・事業を実施しているか ・コロナの影響を受けているか ・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける → マイページから申請 下記書類 1 ～ 8 を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。
そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します（詳細はホームページでご確認ください）。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④ 登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。（ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。）
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております（詳細はホームページでご確認ください）。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます（詳細はホームページでご確認ください）。

1 履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）

法人：履歴事項全部証明書

個人：運転免許証 / マイナンバーカード / 【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年（度）、2020年（度）及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

法人 / 個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ）

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳（事業の取引がわかる全てのページ）が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）

※ 7・8 については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書（様式あり）を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類（売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など）および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

必読

登録確認機関による事前確認のご紹介

事業復活支援金の申請希望者は、本リーフレットを参考にして、**必要な書類を全て用意**し、登録確認機関から事前確認を受けてください。

事業復活支援金の申請前に登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。
一時支援金や月次支援金を受給している方は、原則、改めて事前確認を受ける必要がありません。

STEP 1 必要書類を準備し、事務局HPで申請IDを発行（アカウント作成）。
※一時支援金又は月次支援金で申請IDを発行した方は、発行済みのIDを利用可能

STEP 2 事務局HPで登録確認機関を検索。事前確認を依頼し、日時等を予約。

STEP 3 TV会議/対面で事前確認を実施（帳簿書類の有無の確認、質疑応答※）
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか、給付対象等を正しく理解しているか等

「事前確認とは」HPをチェック！

登録確認機関と『継続支援関係』※に該当する場合、『帳簿書類の有無の確認を"省略"』でき、『"電話"での質疑応答』のみとすることができます。

※次の①～④のいずれかに該当する場合を指す（詳細はホームページをご確認ください）。①法律に基づき特別に設置された機関（商工会、商工会議所等）の会員・組合員、②法律に基づく士業（税理士、行政書士等）の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

☑ 必要書類の準備ができたらCheck！

※登録確認機関と継続支援関係に該当する場合、5 のみに省略可

□ 1 本人確認書類（個人事業者等、法人代表者）

マイナンバーカード(オモテ面)　or　運転免許証(両面)

※ 写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証も可

□ 2 収受日付印の付いた基準期間を含む全ての確定申告書類の控え

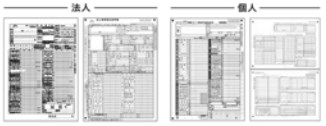

詳細は、『事前確認で確認する「確定申告書一覧」』参照

□ 3 2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）

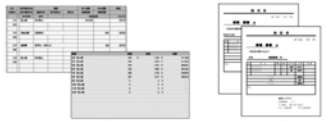

※ 「基準月」と「2018年11月から対象月までの中から登録確認機関が指定した年月」において、同一の法人等との取引に関する請求書や領収書等に記載された"取引先名称"と"金額"が、通帳に記帳されているかを確認しますので、必ず全ての帳簿書類と通帳をご準備ください。
※ 書類の量が膨大な場合、登録確認機関が任意に選択した複数年月の帳簿書類でも可。

<法人のみ>

□ 履歴事項全部証明書

法人代表者から委任された方（受任者）が事前確認を受ける場合のみ必要

□ 委任状

※**委任内容、委任者、受任者が明確**であれば書式自由
※受任者は、**法人代表者の本人確認書類に加えて**、委任状に記載された**受任者氏名と一致する本人確認書類**を、事前確認時に用意してください。

□ 4 2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳

□ 5 法人代表者または個人事業者等の本人が自署した宣誓・同意書

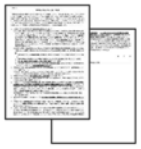

下のQRコードから様式をダウンロードできます。

事前確認で確認する「確定申告書一覧」

「2019年（度）」、「2020年（度）」、「選択する基準期間」を全て含む収受日付印が押印された『確定申告書』が必要です。

※11月が決算月の法人は、上記事業年度を１か年遡った年度（下表参照）
※基準期間は、X:2018年11月-2019年3月、Y:2019年11月-2020年3月、Z:2020年11月-2021年3月のうち、対象月の判断のため、2021年11月-2022年3月のいずれかの月の売上との比較に用いた月（基準月）を含む期間
※e-Taxで申告している場合、受付日時が印字された確定申告書の控え又は受信通知メールと該当する確定申告書の控えをご準備ください。

中小法人　1,2,12月決算
基準期間が事業年度をまたぐ場合

基準期間を含む年度

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X：2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y：2019.11-2020.3			必要	必要	
Z：2020.11-2021.3			必要	必要	必要

中小法人　3~10月決算
基準期間が事業年度をまたがない場合

基準期間を含む年度

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X：2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y：2019.11-2020.3			必要	必要	
Z：2020.11-2021.3			必要	必要	

中小法人　11月決算

基準期間を含む年度

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X：2018.11-2019.3	必要	必要	必要		
Y：2019.11-2020.3		必要	必要		
Z：2020.11-2021.3		必要	必要	必要	

個人事業者

基準期間を含む年

選択する基準期間	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
X：2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y：2019.11-2020.3			必要	必要	
Z：2020.11-2021.3			必要	必要	必要

新型コロナウイルス感染症の影響確認

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している必要があります。
- 登録確認機関は、申請希望者がどのような新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少したのか、下記の項目について事前確認で聴取します。

※登録確認機関と継続支援関係に該当する場合であって、登録確認機関が申請希望者の新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の要因を把握済みの場合は、事前確認時にこの確認を省略することができます。

☑ 該当する新型コロナウイルス感染症の影響にCheck！（複数選択可）

需要の減少による影響

☐ ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの**個人消費の機会の減少**

☐ ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの**個人消費の機会の減少**

☐ ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの**個人需要の減少**

☐ ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの**海外現地需要の減少**

☐ ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの**個人消費機会の減少**

☐ ⑥ 顧客・取引先※が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの**発注の減少**

※ 顧客・取引先には、他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む

供給の制約による影響

☐ ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に**業務上不可欠な財・サービスの調達難**

☐ ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に**業務上不可欠な取引や商談機会の制約**

☐ ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に**業務上不可欠な就業者の就業制約**

！注意！新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

事前確認での質問リスト

登録確認機関は、事前確認で下記を質問します。事務局ホームページに掲載されている詳細情報等も参考に、**給付対象等を正しくご理解**の上、事前確認を受けてください。

☑ 内容を"全て"確認・理解した上でCheck！

☐ 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

☐ 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、事業復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

☐ 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、事業復活支援金の給付対象ではないことを認識している。

☐ 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。

☐ 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。

☐ 事業復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は７年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。

☐ 事業復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、事業復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。

☐ 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

※登録確認機関は、上記以外の内容についても質問する場合があります。

相談窓口

0120-789-140（携帯電話からもつながります）
※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。
IP電話専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30-19:00（土日・祝日含む全日）

ホームページ

事業復活支援金 検索
https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

マイナンバーカード代理申請手続事業

管理責任者　平野公平

マイナンバーカードの普及促進事業として、マイナンバーカードを所管する総務省において様々な普及促進キャンペーンが展開されている中、日行連に対しても協力依頼があり、当会では昨年１２月から委員会立ち上げ等の事前準備に着手し、本年２月１日から相談員の活動を開始しました。

事前準備段階の昨年末に相談員の急募が必要になりましたが、短期間の募集期間に関わらず１０９名の大勢の先生方に相談員に応募いただきました。また、事業内容、条件等が不確定の状況の中での事業開始に向けての事前調査、事前準備につきましては、特に支部責任者の方には奔走いただき、とても積極的に対応いただけたこと感謝申し上げます。

１．事業概要

「令和４年度末までにほぼ全国民にマイナンバーカードをいきわたらせることを目指す」との方針のもと、カードの更なる普及促進を図るためには、**カードの申請を促進する**ことが重要で、そのため、**様々な行政手続きに精通し官公署への提出書類の作成を業とする行政書士**に交付申請書の作成などの申請サポート等を実施してもらうものとして、日本行政書士会連合会にカードの普及促進事業が委託されました。

２．事業期間

令和４年１月～３月

３．事業内容

日行連からの連絡を受け、当会では以下の４事業として活動することとしました。

①相談員個人対応事業

・相談員個人の相談場面等での申請代理

・高齢者施設等を訪問しての事業（**総務省の主軸事業**）

※病気、身体の障害等やむをえない理由により申請者の出頭が困難であると認められるときにおいて、カードを代理で受け取ることも含む。

②単位会事業抱き合わせ事業

・各支部で事業期間内に相談会等が予定されている事業等で展開（かなさぽ事業含む）

③単位会独自企画事業
　・各支部での開催企画を募集（最大９支部）
　・実施回数：５時間／１回　・相談員：最大７名
④自治体連携企画事業
　・政令３市で実施します。
　・実施回数：５時間／１回　・相談員：最大７名

※上記③④については、コロナ禍のため事業着手を見合わせています。

総務省からの初の委託事業ということで、デジタル社会実現に向けて動く社会での行政書士の存在価値発揮の重要な機会と捉え、相談員全員が一丸となって取り組んでおりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

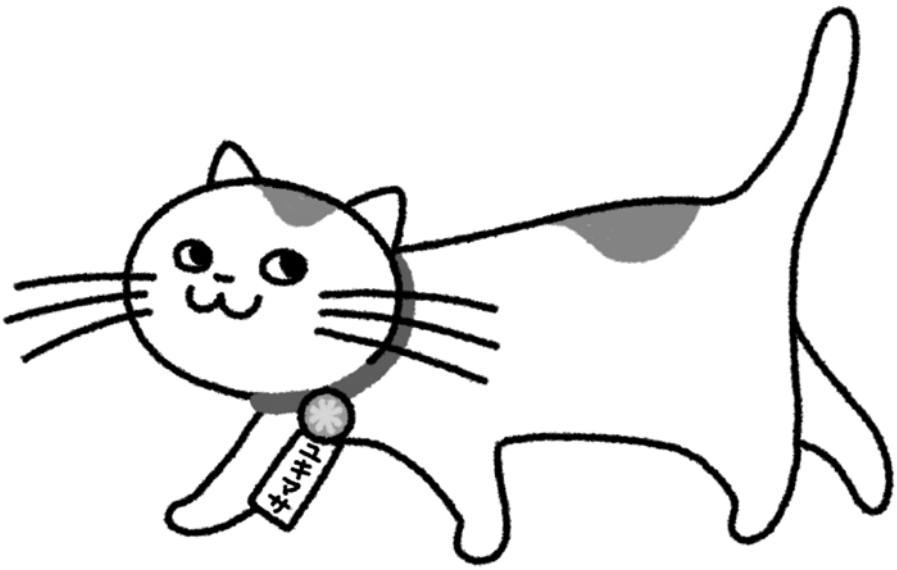

▶▶▶ 総務部

〈契約保養所〉セラヴィリゾート泉郷

〈新規〉特別提携施設のご案内

静岡県に新しく5つの特別提携施設が加わりました。2022年4月よりご利用いただけます。

※掲載の内容は2022年2月現在の内容で日程や料金、その他ご利用条件などが変更になる場合がございます。予めご了承ください。

浜名湖　浜名湖かんざんじ温泉 舘山寺サゴーロイヤルホテル　静岡県

静岡県浜松市西区舘山寺町3302

浜名湖　浜名湖かんざんじ温泉 時わすれ開華亭（旅館）　静岡県

静岡県浜松市西区舘山寺町412

伊豆高原　ルネッサ赤沢（コテージ）　静岡県

静岡県伊東市赤沢190-5

伊東　ホテル伊東ガーデン　静岡県

静岡県伊東市松原655

伊豆熱川　熱川温泉ブルーオーシャン　静岡県

静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬1139

お一人様料金 消費税込 サービス料込 金額単位:円 入湯料(税)別	シーズン	素泊まりプラン		1泊2食付プラン				
		大人	子供	大人			小学生	4才以上の未就学児
				お手軽	通常	グレードアップ		
浜名湖 サゴーロイヤル ホテル	B・C	5,500	3,850	—	10,000	12,000	6,500	5,800
	A	7,500	5,250	—	12,000	14,000	7,900	7,200
浜名湖 時わすれ 開華亭	B・C	5,500	3,850	—	10,000	12,000	6,500	5,800
	A	7,500	5,250	—	—	14,000	7,900	7,200
伊豆高原 ルネッサ赤沢	B・C	5,500	3,850	9,000	10,000	12,000	6,500	5,800
	A	7,500	5,250	—	—	14,000	7,900	7,200
ホテル 伊東ガーデン	B・C	—	—	—	10,000	—	6,500	5,800
	A	—	—	—	—	14,000	7,900	7,200
熱川温泉 ブルーオーシャン	B・C	4,000	2,800	7,500	8,500	10,500	5,400	4,800
	A	6,000	4,200	9,500	10,500	12,500	6,800	6,200

伊豆熱川＝小学生未満添寝無料

浜名湖(サゴーロイヤルホテル)＝利用除外日:1/5～1/7。1室2名以上同料金1名様利用の場合は利用可否および料金についてご相談ください。
浜名湖(時わすれ開華亭)＝1室2名以上同料金。全シーズン1名様利用はできません。2～3才児施設使用料全シーズン3,300円。利用除外日:4/6・13・20・27、5/10・25・26・30、6/1・15・22・29、7/5・6・13・20、8/30・31、9/7・14・21・28。
伊豆高原＝利用除外日:5/10～12、6/28～30、10/11～13、1/16～18。1室1名～5名同料金となります。Aシーズンは定員未満差額料金として定員差1名ごとに大人素泊まり料金の50%追加となります。
伊東＝1室1名～4名同料金となります。Aシーズンは定員未満差額料金として定員差1名ごとに大人3,750円、子供2,625円追加となります。
伊豆熱川＝1室1名～4名同料金となります。Aシーズンは定員未満差額料金として定員差1名ごとに大人素泊まり料金の50%追加となります。

Aシーズン	GW:4/29～30、5/3～4、お盆:8/10～17、年末年始:12/31～1/2
Bシーズン	土曜日(Aシーズン以外)および連休・特定日:4/28、5/1～2、5/5～6 7/17～8/9、8/18～26、9/18、9/23、10/9、12/25～30、1/8
Cシーズン	A・Bシーズン以外の日　主に平日(日曜～金曜日)

ご予約お問い合せは　セラヴィリゾート泉郷 予約センター **TEL.050-5846-1234**　10:00～18:00(月～土曜日) ※日曜・祝日・12月29日～1月3日休業

ご予約の際は「神奈川県行政書士会」とお伝えください。

インターネットでのご予約は　泉郷法人会員　検索　http://hoyojo.izumigo.co.jp/ 初回のみ登録が必要となります。　企業ID／kana-gyosei　パスワード／kana-gyosei01

※画像はイメージです。※掲載の内容は2022年2月現在の内容です。変更になる場合がございますので予めご了承ください。

HP

【令和３年度 行政書士記念日 市民公開講座 報告】

１　日　時：令和４年２月２２日（火）
　　１４：１５～１６：００
２　会　場：大会議室（ウェビナー配信）
３　講　座：「ＳＤＧｓ暮らしとビジネスの大変革」
４　講　師：ヨコハマＳＤＧｓデザインセンター
　　センター長　信時　正人　氏

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

行政書士記念日に市民公開講座を実施しました。当初は横浜情報文化センター６階情文ホールでの開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染者増加に伴い、急遽ウェビナー配信に変更しました。

今回は「ＳＤＧｓ」に真正面からスポットを当てたものでした。今やメディアでもすっかりお馴染みとなった「ＳＤＧｓ」ですが、果たして自分がどのくらい理解しているのか、これからどう関わっていくことができるか、改めて考える貴重な機会となりました。

２０１５年９月に国連サミットで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択されると、我が国も「ＳＤＧｓ実施指針」を策定して独自の優先課題と具体的施策を掲げ、地方創生政策の枠組みのもとで内閣府は横浜市をいち早く「ＳＤＧｓ未来都市」に選定しました。

講師の信時正人氏を長とする「ヨコハマＳＤＧｓデザインセンター」は、まさにその下支えをしている組織であり、横浜市と民間事業者が共同で設立・運営し、ＳＤＧｓの達成に向けて市内外の多様な主体が持つニーズとシーズをつなぎ合わせ、環境・経済・社会的課題を解決する役割を担っています。「ＳＤＧｓに取り組んでいることをＰＲするにはどうすべきか？」「ＳＤＧｓに資するような自社技術やサービスをどのように社会実装すればよいか？」「従業員にＳＤＧｓを浸透させるにはどうしたらよいか？」など、日々多くの相談が寄せられているとのこと。このセンターは「ＳＤＧｓ未来都市横浜」の情報発信の場としてこれからも活動の場を広げてゆくことでしょう。

さて講義では、「ＳＤＧｓ」という考えが生まれた歴史、現在の状況、未来の展望について、詳しく説明していただきました。達成には、幼虫からさなぎを経て成虫に至る「変態」的な大変革が必要とのことで、今は「さなぎ」の段階だそうです。「１７のゴール、１６９のターゲット」となかなか掴みどころを把握しにくいＳＤＧｓですが、これらの項目を決してバラバラに捉えることなく、自立した当事者が各々主張しながらもそれぞれの特徴を生かし協力し合って、「カタログ」ではなく「小説」を書き、或いはＳＤＧｓという名の「楽譜」で「オーケストラ」を奏でるように、実現を目指すべきものだと教えていただきました。

そして我々行政書士に対しては、たとえば新型コロナウイルス給付金を受給したくても手続きが難しいために申請を諦めざるを得ない方々への手助けや、ＳＤＧｓを目的とした企業の設立・経営に関するサポート等を積極的に行うことなどを通じて、複雑化する社会の中で公と民を繋ぐ潤滑油の役割を担って欲しいと期待されました。

本講座を受けてまずは事務所のペーパーレス化に取り組もうと思います。また、事業者のお客様に対して「ＳＤＧｓ」の観点から未来に繋ぐ助言ができたらと思っています。

本講座はＶ．Ｏ．Ｄ．でも配信予定です。是非ご覧ください。

（文責　研修部　増井　裕美子）

▶▶▶ 運輸警察部

静岡、愛知、長野各運輸支局からの封印委託開始のお知らせ

神奈川県行政書士会は、関東運輸局管内８運輸支局に加え、静岡、愛知、長野の各運輸支局から封印取付けを受託しました。これにより、当会の丁種封印会員は下記１１運輸支局において封印取付け業務を行うことができます。

神奈川県行政書士会丁種封印会員が封印取付け業務を行える運輸支局の一覧

茨城運輸支局	栃木運輸支局	群馬運輸支局	埼玉運輸支局
千葉運輸支局	東京運輸支局	神奈川運輸支局	山梨運輸支局
静岡運輸支局	愛知運輸支局	長野運輸支局	

各支局管内で使用する封印受領証を含む帳票類は、神奈川県行政書士会会員専用ページ（https://www.kana-gyosei.or.jp/members/）の左側メニュー（スマホは画面右上のメニュー）から「業務関連書式」へ進み、運輸警察部の欄からダウンロードして下さい。

・封印受領証（支局よっては「封印払出請求・受領書」、「封印の前渡し申請書」と呼ぶ）は、各支局専用の様式を使用して下さい。
・帳票類の一部にはパスワードが設定されています。パスワードは丁種封印会員のみ通知していますので、外部流失のないようご注意下さい。

愛知運輸支局管内で使用する「封印払出請求・受領書」は、その様式や取扱いが他の支局とは大きく異なります。次のご注意下さい。

・封印取付け受託者に会長印のコピーのない封印払出請求・受領書は使用できません。
・封印請求・受領者欄と、自動車登録委任状の受任者の記載内容は一致させて下さい。
・封印請求・受領者欄には、職印を押印して下さい。
・封印請求・受領者欄の「名簿番号」には「封印払出請求・受領書（愛知）丁種会員名簿添付」の「丁種会員名簿」にある各自の名簿番号をご記入下さい。
・窓口出頭者が別にいる場合、その方の氏名等の記入、職印の押印は不要です。

静岡運輸支局管内で使用する「封印払出請求・受領書」は、令和４年１月４日より様式が変更されました。これにより、それまで必要であった会長印の写しの掲載、職印の押印、丁種会員名簿番号の記入は廃止されました。

封印取付け業務に際しても、神奈川県行政書士会が定める「封印の受託に関する規則」及び「封自動車印取扱内規」（前出※１よりＤＬ可）を遵守し、特に次の点にご注意下さい。

・封印取付け作業は行政書士本人または会に届出た補助者に限られます（他の丁種封印会員に再々委託する場合を除く）。
・ディーラーや中古車販売業者、依頼者等に封印を渡す、送付することは厳禁です。
・車台番号の確認は確実に行って下さい。必要に応じて車台番号の拓本や写真を撮るなどして、後日確認できる方法で保管して下さい。
・封印取付け報告書（前出※１よりＤＬ可）は毎月末日に締切り、翌月１０日までに封印受領証の控えを添付してご提出下さい。実績ゼロでも必ずご提出下さい。

●令和３年度第２回「入管実務研修会」実施報告書

開催方式：集合研修＋Ｚｏｏｍによるライブ配信
日　　時：令和３年１２月１６日（木）　午後２時００分～午後４時４０分
受講者数：６９名（内訳：集合研修７名、ライブ配信６２名）

【講義テーマ及び講師】

講義１：在留資格の基本知識

講義２：在留資格諸申請の実務

講　師：江端　俊昭先生（川崎北支部）

本研修会は、集合型研修会に加え、Ｚｏｏｍでのライブ配信も行うハイブリット方式での開催となりました。ハイブリット方式という慣れない方式での開催となりましたが、大きな問題も無く、無事に終了する事ができました。

講義では入管業務初心者向けの基礎知識から実際の申請実務に係る説明を、ベテランの江端先生にわかりやすく解説頂きました。

本会の、Ｖ．Ｏ．Ｄ研修特設サイトでも視聴できますので、これから入管業務を始めたい方やご興味のある方は是非ご視聴ください。

【講義の様子】

【講師を囲んで】

●公益財団法人かながわ国際交流財団でのセミナー開催報告

日　　時：２０２２年1月３０日（日）１０時３０分～１２時００分
開催方法：Ｚｏｏｍ（ウェビナーによる開催）
講　　師：岩崎　裕子先生（川崎北部）
テ ー マ：「外国籍の家庭に赤ちゃんが生まれたときの大切な３つの手続き」
主　　催：公益財団法人かながわ国際交流財団

【概要】

神奈川県行政書士会子どもビザさぽチームが制作に協力し、「日本に住む外国籍家庭に赤ちゃんが生まれたときの３つの手続き」についての案内が（公財）かながわ国際交流財団のホームページに公開されました。
https://www.kifjp.org/child/threeprocedure
そして、この３つの手続きについて、正しく理解して頂くためのオンラインセミナーを支援者向けに開催することとなり、講師として、岩崎裕子先生が招かれました。
セミナーでは、３つの手続きの全体像、３つの手続きの注意点、そして実際に起きた事例、支援者ができることを説明しました。

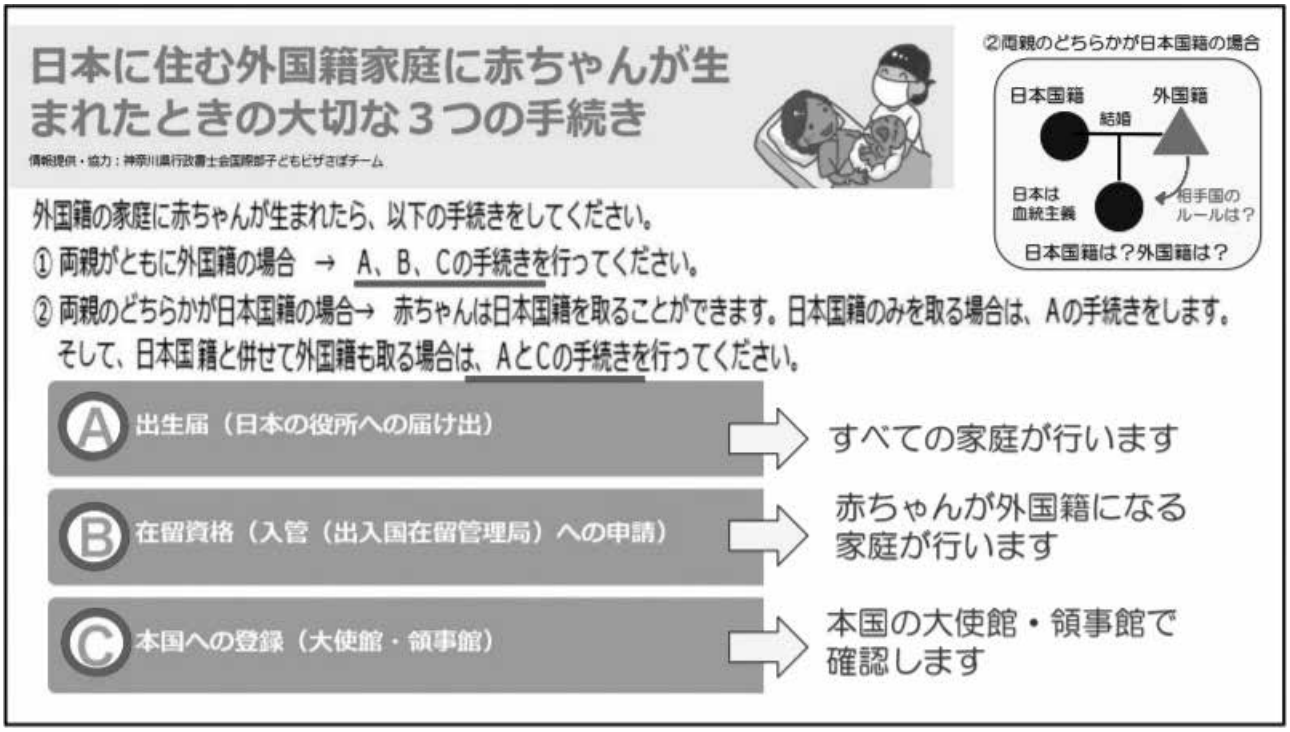

また、主催者からは、国際業務相談員に対応して頂いている外国人無料電話相談も大変ありがたいとのお言葉を頂きました。行政書士は困ったら相談できる専門家として紹介されており、知識の研鑽につとめ、内部でも情報交換を行い、複雑な手続きへの対応力向上の必要性を改めて感じる機会となりました。
国際部では、国際業務に携わる会員の皆様の業務の一助となる様、今後も国際業務に係る研修会や連携機関との連携強化に努めて参りますので、活動へのご理解･ご協力賜りますようお願い致します。

以上　（国際部：山岸）

申請取次委員会

<< 重要 >>
申請取次申出に係る運用変更 !!
（令和4年4月1日適用）

１．更新者のガイダンス受講義務化（周知）

【重要】更新申出時には、当会「ガイダンス受講修了証」の写しを提出して頂きます。
修了証がない場合は、更新手続ができませんので、ご注意下さいますようお願い申し上げます。

令和３年４月１２日改正施行の神奈川県行政書士会「申請取次行政書士管理委員会規則」に基づき、届出済証明書の「**更新**」を希望する会員に対しても、申請取次行政書士管理委員会主催の**ガイダンス受講が義務**付けられ、**令和４年４月１日から適用**致します（同規則附則）。

更新者用ガイダンスは、ＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）方式により、令和４年１月より配信・受講できます。以下の留意点をご一読頂き、更新の申出（所持する届出済証明書の有効期限の２か月前必着）までに「ガイダンス受講修了証」が添付できるように、受講なさって下さい。**【別添参照】**

《留意点》

- **日本行政書士会連合会の「申請取次実務研修会」に加えて「更新ガイダンス」を受講頂きます。**
- 各会員が個々の端末（ＰＣ・タブレット・スマートフォン）から神奈川県行政書士会サイトにアクセスし、受講する形式です。
  神奈川県行政書士会ＶＯＤサイト（https://kana-vod.com/）
  ＶＯＤサイト登録の流れ（https://kana-vod.com/announce/26）
- ご自宅や事務所にて聴講可能です。また、受講申し込みは不要です。
- 受講前にＶＯＤサイトから「課題シート」をダウンロードし、できれば事前に検討頂いてから、ＶＯＤ講座を受講して下さい。
- 受講後はＶＯＤサイト上の「課題シート・送信用フォーム」に必要事項を入力し、検討内容を送信して頂きます。委員会で同シートを審査し、かつ、ガイダンスを最後まで受講したことを確認できた方に対して「ガイダンス受講修了証」を交付致します。

※受講確認は管理者側より行いますので、動画の受講以外に受講者側で特段処理を行う必要はございません。

※修了証はＶＯＤサイト登録のメールアドレスに届きますので、迷惑メールなどの設定をされている場合は解除をお願い致します。

※課題シート提出後、修了証発行までは１か月程度かかりますので、余裕をもってお手続き下さい。

２．申請取次申出「受付期間」の変更

令和４年４月１日から「更新申出書」の受付期間を次のとおり変更して運用することとなりますので、周知方よろしくお願い申し上げます。

【現】届出済証明書の有効期間満了の	**４か月前**	から	**２か月前まで（必着）**
【新】届出済証明書の有効期間満了の	**３か月前**	から	**２か月前まで（必着）**

３．「申請取次実績報告書」の提出は義務です！

※１月は「申請取次実績報告書」の提出時期です。
前年の実績を、毎年１月１日から**１月３１日まで（必着）にご提出下さい。**

「申請取次実績報告書」の提出がない場合は、規則第４条の２により義務不履行として、届出済証明書が交付拒否となる場合もありますので、ご注意下さい。

４．「申請取次申出書」提出時の留意点（再掲）

令和３年４月１日より改正後の申請取次事務処理が運用されておりますところ、申出時の添付書類不備が散見されますので、下記各点にご留意下さいますようお願い致します。

記

（１）「申請取次申出書」等の様式が変更されておりますので、申出の際は「**新様式による書類**」をご提出下さい。

（２）「経歴書」は、更新申出の際にも添付書類とする改正がなされておりますので、更新届出者におかれましても「**経歴書」を忘れずに添付**して下さい。また、経歴書各項目の記載漏れがないようにご留意下さい。

（３）「**法人の社員又は法人の使用人行政書士**」の新規申出の際は、当該法人の「**登記事項証明書**」（法人登記簿謄本）を忘れずに添付して下さい。

（４）「**使用人行政書士**」の申出にあっては、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、新規・更新いずれの申出の際も「**代表者の届出済証明書（写し）**」を忘れずに添付して下さい。

（５）「**外国籍の方**」は「在留カード」・「特別永住者証明書」の写し（表裏の両面）を忘れずに添付して下さい。

（６）「**理由書**」の提出によって届出済証明書（更新）の交付を受けた方は、令和３年度内に実施される申請取次実務研修の「受講修了証（写し）」を速やかにご提出下さい。

なお、「理由書」提出による更新措置は、令和３年度をもって終了することとなりました。

（７）届出済証明書（更新）の交付を受けた方は、速やかに更新前の「旧届出済証明書」をご返還下さい。

（８）「写真」が不鮮明であると入管局から注意されるケースが増えています。この場合「写真」の再提出をお願いさせて頂きますが、その分、交付まで時間が掛かりますので、ご注意下さい。
「写真」は｛無帽・無背景・規格（２㎝×２㎝）内に顔が納まるよう撮影した鮮明なもの｝をご提出下さい。

※以上、本会ＨＰのお知らせ－２０２１．０６．１４【重要】申請取次申出に係る取扱い変更（周知）／手続き案内→１８申請取次行政書士関係手続→１様式，２⑧申請取次実績報告書，等も再度ご確認のうえ、遺漏のないようご対応下さいますようお願い致します。

【別添】

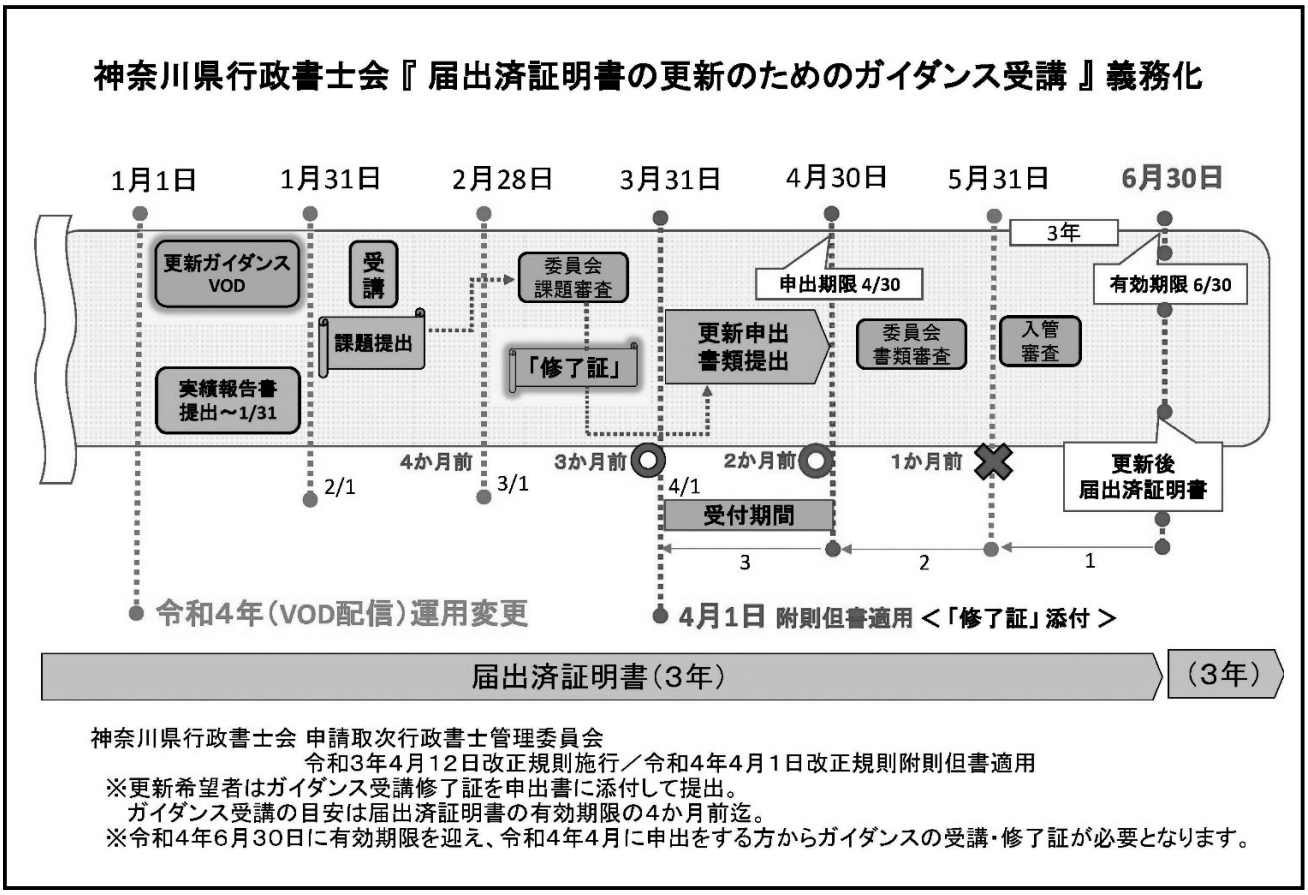

◆届出済証の有効期限が令和４年４月末の方

申出前に更新者用ガイダンスを受講していただく必要はございません。

令和４年２月１日から令和４年２月２８日（必着）までに従来通りの方法で申し出をしてください。

次の更新の申し出の際より、更新者用ガイダンスを受講していただきます。

◆届出済証の有効期限が令和４年５月末の方

申出前に更新者用ガイダンスを受講していただく必要はございません。

令和４年３月１日から令和４年３月３１日（必着）までに従来通りの方法で申し出をしてください。

次の更新の申し出の際より、更新者用ガイダンスを受講していただきます。

◆届出済証の有効期限が令和４年６月末の方

以下の要領で、更新者用ガイダンスを受講し、申出をしてください。

①令和４年２月２８日までに、更新者用ガイダンスを受講し、課題シートを提出してください。

②当委員会にて３月中旬頃までに「課題シートに対する回答」を審査し、

・基準に達している方には「ガイダンス受講修了証」を発行します。

・基準に達していない方は、再受講していただきます。

③令和４年４月１日～令和４年４月３０日（必着）までに、「ガイダンス受講修了証」を含む必要書類（「連合会の修了証」ほか一式）を揃えて届出済証明書更新の申し出をしてください。

※上記１か月間しか受付できませんのでご留意ください。

④当委員会にて５月中旬頃までに「更新申出書（必要書類を含む）」を審査のうえ、不備がなければ東京出入国在留管理局横浜支局に送達し、同支局での審査に付します。

⑤同支局での審査の結果問題が無ければ、「更新後の届出済証明書」が発行され当委員会を経由して「更新前の届出済証明書」の有効期限までに交付される予定です。

⑥「更新後の届出済証明書」を交付された方は、すみやかに「更新前の届出済証明書」を当委員会へ返還ください。

◆届出済証明書の有効期限が令和４年７月末以降の方

上記スケジュールを参考に、遅くとも４か月前までに更新者用ガイダンスの受講を終えておかれ、更新申出のご準備をなさるようにお願いします。

神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（抄）

（交付に関する届出者等の義務）

第４条の２　届出者等は、委員会が届出済証明書を交付するにあたり、次の義務を履行していなければならない。

二　**更新**の届出を申し出た者にあっては、委員会が主催する**ガイダンス**を申出時に所持する届出済証明書の有効期間内に**受講すること**。

三　毎年１月から１２月までの**申請取次実績報告書**を翌年１月３１日までに委員会に**提出すること**。

２　委員会は、届出者等が前項各号の**義務を履行しない場合**には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、**届出済証明書の交付を拒否することができる**。

（附　則）

この規則は、令和３年４月１２日から施行する。ただし、この規則による改正後の第４条の２第１項第二号の規定は、施行の日から起算して１年を超えない範囲内において委員会で定める日から適用する。

以上，令和３年度　神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会

特定行政書士検討WG◀◀◀

神奈川県議会　長田進治議員と意見交換会を実施

日時　令和４年１月２５日（火）１３：３０～１５：００
場所　本会第１会議室

特定行政書士制度検討ワーキンググループでは、特定行政書士の業務拡大・推進等を目的として、制度の効果的な運用、また発展に向けて検討を行っております。

１月２５日に開催した委員会においては、神奈川行政書士政治連盟の顧問を務めて頂くなど、行政書士に深いご理解を頂いている、長田進治神奈川県議会議員をお招きし、意見交換を行いました。

長田県議からは、陳情・請願など、県民から行政への要望が直接行われる際の議員の対応についてご説明頂き、当委員会委員からは、行政への不服申立等、さまざまな場面において、特定行政書士の知見が活かせないか、活発な意見交換が行われました。

お忙しい中、お時間を割いて頂いた長田県議には深く感謝申し上げます。

「令和３年度　全国特定行政書士担当者会議」に出席

日時　令和４年２月１０日（木）１３：３０～１６：００
場所　Ｚｏｏｍを通じてオンライン開催

令和４年２月１０日、全国の特定行政書士担当者がオンラインを通じて意見交換を行う「令和３年度　全国特定行政書士担当者会議」が行われました。

本会議は日行連にて改正行政書士法対策委員会委員長を務める、田後隆二本会会長が司会・進行をつとめ、パネルディスカッションと意見交換会がおこなわれました。

前半のパネルディスカッションでは、不作為に対する審査請求を行った高知会・西川教会員や、単位会幹部に特定行政書士を積極的に登用している山梨会・有賀一雄会長らから報告が寄せられ、特定行政書士の現状について議論が行われました。

後半の意見交換会においては、特定行政書士の活用、特定行政書士と行政書士の差別化について全国の担当者から意見が寄せられました。

全体を通して、特に印象的であったのが、千葉会・安平一樹会員より寄せられた事例の報告でした。「運転免許の取消処分」という不利益処分に対しての審査請求に対し、聴聞から特定行政書士が関与し、審査請求の代理を務めたという事例の報告があり、活用方法の調査・研究を進めることで、特定行政書士が関与できうる範囲拡大の可能性を感じました。

（特定行政書士検討WG　副座長　那住史郎）

研修会・講演会名	〈総務部〉　研修会申込番号：下記日程欄に記載しております **総務部主催研修会の開催について**
内　　容	「行政書士法及び職務上請求書の取扱いについて」 （※神奈川県行政書士会「職務上請求書の取扱いに関する規則」第３条に定める研修会となります。）
日　　時（予定）	①　令和４年　３月３０日（水）研修会申込番号：総２２－０３ ②　令和４年　４月２７日（水）研修会申込番号：総２２－０４ ③　令和４年　５月３０日（月）研修会申込番号：総２２－０５ いずれも、１３：３０～１６：００（受付：１３：００） **※都合のつく開催日にご参加ください。**
場　　所	本会　大会議室（横浜市中区山下町２番地）
講　　師	総務部長　飯田　弘樹
費　　用	無料
申込期限	準備の都合上、**各開催日の１週間前まで**に、事務局宛にお申込みください。
対象者	**職務上請求書購入にあたっての義務研修**ですので、現に職務上請求書を使用中の会員、今後使用予定の会員で未受講の方はご参加ください。
定　　員	３０名（先着順）※実施月の新入会員受講者を含めた定員となります。
備　　考	会員専用ＨＰからのお申込みにご協力ください。 **遅刻をされた場合、未受講となることがございます**ので、ご注意ください。 **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合がございます。** **受講の際は必ず会員専用ＨＰをご確認の上、ご来場ください。**

切り取らずにお申込みください。

申　込　書

総務部主催研修会　（　①　②　③　）に出席します。

※いずれかに丸印を付けてください。

令和　　年　　月　　日

研修会申込番号：総＿＿＿－＿＿＿　　会員番号（４ケタ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿支部　　氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿

研修会・講演会名	〈運輸警察部〉　研修会申込番号：運２１－０５ **ＨＡＣＣＰに関する研修会の開催について**
内　　容	ＨＡＣＣＰ（ハサップ）とは食品の安全性を確保する管理手法であり、令和３年６月１日より原則としてすべての食品等事業者がＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組むことが義務されました。このたび、下記内容にてＨＡＣＣＰに関する研修会を実施します。 第Ⅰ部　ＨＡＣＣＰ概論 第Ⅱ部　メニュー分類＆チェック方法（事前検討課題の設定あり） 第Ⅲ部　衛生管理計画作成および日誌記入のポイント
日　　時	令和４年３月３０日（水）午後２時００から午後５時００まで （午後１時３０分より接続開始を予定）
場　　所	Ｚｏｏｍ使用によるオンライン
講　　師	青木 茂隆 先生（愛知県行政書士会会員） 日本行政書士連合会 認可業務部社労税務・生活衛生部門 ＨＡＣＣＰ担当専門員
費　　用	無料
申込期限	定員になり次第締め切ります。
対象者	神奈川県行政書士会会員
定　　員	２００名（先着順）
注意事項	・Ｚｏｏｍの接続ＵＲＬや研修会資料等の配布はメールで行います。確実に受信できるメールアドレスをご用意下さい。 ・迷惑メールへの振り分け等によるメール不着の問合せが相次いでいます。メールが届かない場合は、まず迷惑メールに振り分けられていないか、ご確認下さいますようお願いいたします。

研修会・講演会名	〈運輸警察部〉 **自動車保管場所証明業務研修会**
内容	自動車保管場所証明の申請方法及び注意事項について ※ 本研修会は令和４年度の自動車保管場所証明申請業務取扱者名簿（以下、名簿という）に登載の要件となる研修会です。
日時	令和４年３月下旬（予定）よりＶＯＤ配信を開始いたします。
講師	大道栄徳　運輸警察部長
受講方法	神奈川県行政書士会ＨＰの会員専用エリア内の「ＶＯＤ特設サイト」 ＵＲＬ：https://kana-vod.com/（半角英数）で視聴できます。
費用	無料 但し、会費未納者は名簿登載不可。
申込期間	配信開始以降は常時視聴可
対象者	神奈川県行政書士会会員
定員	定員なし（配信開始以降は自由に視聴可）
備考	□ 名簿への登載受付は、従来の年１回から、常時受付けに変更します。 □ 名簿を希望する場合は、受講確認のため、研修中に複数回表示するキーワード、その他指定する文言等を名簿登載申込書にご記入下さい。 □ 名簿登載申込書の入手方法や名簿登載申込方法は、研修中に説明します。 □ 名簿への登載は、名簿登載申込の後に行われる名簿更新時（年に数回を実施）となります。 □ 自動車保管場所証明申請は行政書士の法定独占業務につき、名簿に登載されていなくても、当然に取扱可能です。 □ 視聴に際しては、録音・録画は禁止されていることを承諾し、研修より派生した制作物の配布・販売を中止する権利は神奈川県行政書士会運輸警察部が所有し、違反があった場合は神奈川県行政書士会運輸警察部長の指示に従うことを誓約したものといたします。

鶴見・神港支部

2021年度第2回鶴見･神港支部研修会のご報告

２０２１年１１月２５日（木）１７時３０分より本会大会議室とＺｏｏｍの併用にて、２０２１年度第２回鶴見・神港支部研修会が行なわれました。

本会大会議室にて当支部研修部がサポートの下、「今日からできる自動車登録～超初心者編」と題しまして、当支部会員で相談役の高野正芳会員にＺｏｏｍを通じてお話いただきました。

今回は、当支部と他支部を含めて本会大会議室２２名、Ｚｏｏｍ４０名、合計６２名という多くの会員にご参加いただきました。

まず、自動車登録制度に関わる車社会と行政制度と行政書士ついてお話いただきました。

二つ目に、自動車の種類と登録手続きの概要（種類）と自動車検査証（車検証）についてお話いただきました。

三つ目に、登録手続きの中で登録件数が多いとされます移転登録（名義変更）について必要な書類についてお話いただきました。

最後に、移転登録の中に含まれます自動車の相続手続きと必要な書類について２つのケースを用いてお話いただきました。

高野会員のご講義は、とてもわかりやすく、深くかつ濃い内容でした。

移転登録でお客様にご用意いただく際の注意点についても触れていただき、自動車登録に精通していらっしゃる高野会員ならではの情報をクスっと笑える小ネタも交えてお話いただきました。

作成されたレジュメもとてもわかりやすく、自動車登録業務に必要な書類やサンプルをご用意いただき、今後業務を行う際に非常に役立つものと思います。

約２時間のご講義がとても短く感じられ、参加された会員の皆様にとって有意義な研修会になったことと思います。

総務部　冨澤博

緑支部

無料相談会と研修会のご報告

緑支部では、令和３年１１月２７日、青葉台郵便局の建物内「スプラス青葉台」にて、相続・遺言の無料相談会を開催しました。対面とリモートの２つの方法で相談できるようにしたところ、多くの方々のご相談を承ることができました。１組３０分という時間制限を設けていたため、相談者の中には継続のご相談を希望さ

れる方もいらっしゃいました。行政書士が、相続と遺言の専門家であることを市民の皆さまに知っていただく良い機会となりました。また、令和３年１２月１６日、アートフォーラムあざみ野にて第３回緑支部研修会を実施しました。今回は、当支部推薦理事であり、神奈川県行政書士会において広報部長である岡本祐樹会員を講師に、「初心者が気をつけたい“業際”について」をテーマに講義していただきました。行政書士の業務範囲や、他士業の業務に関する注意点を、関係法令等に触れながら詳細に講義していただきました。参加者からは「私のような初心者にとっては、これから仕事をしていく上でとても大事な内容であり、最新の情報も勉強になった」との感想があったほか，「開業間際の会員だけではなく、細かい部分など改めて気を付けなければと振り返るきっかけとなった」という感想もいただきました。岡本会員の行政書士制度への情熱が伝わる熱い講義となりました。

（広報部　手塚由美子）

南・港南支部

第３回　南・港南支部研修会の開催について

日　　時：令和３年１２月１１日（土）
　　１５：００～１６：４５
研修内容：「入管以外の国際業務と行政書士」
講　　師：横須賀・三浦支部　廣瀬　聖　先生

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議システム「Ｚｏｏｍ」でのオンライン方式により、上記日程で令和３年度第３回南・港南支部研修会が開催されました。

今回の研修は、行政書士の取扱が多い「入管法」に関わる業務以外の国際業務について、この分野のエキスパートである廣瀬先生にご講義いただきました。

廣瀬先生は大学卒業後、大手商社にて小麦貿易の分野でご活躍された後、大手外資系企業日本法人のディレクターを経験。そのご経験を活かして行政書士事務所を開設され、外国企業個人の在留帰化、相続離婚、法定通訳、契約書翻訳など、幅広くご活躍されております。

今回の研修ではまず「国籍法」、「地位協定」に関する業務として、認知された子の国籍の取得、帰化手続、在留資格の変更などをご説明いただきました。

続いて「権利義務」に基づく契約書作成業務として、海外法人等との基本契約、秘密保持契約、業務委託契約など各種契約書の作成をご説明いただきました。

そして民法・戸籍法に基づく業務として、外国人の離婚、認知、成年後見、失踪などのご説明があり、日本とは親権の扱い方が異なることが多く、注意が必要とのお話でした。

認証業務として、ビザに関する業務は行政書士が苦手とするが、ニーズは高いとのことです。また民事手続業務として、米国の帰化申請、子の認知、タイ児童養子縁組法による手続きなどがあり、外国会社関連業務は会社設立、会社解散に関わることがあるとのことでした。

さて国際業務を担う上では英語力が必要と思いますが、廣瀬先生曰く、英語は話せなくてもいい、ただし法律英語は覚える必要があるとのことです。

英語翻訳のプロでも法律英語を知らなかった

為に、トラブルとなった事例もあるようで、たとえば日本語の「相続」に対応する英語はなく、使い方によって対応する英語が異なるそうです。

最近は日本にいる外国人も当然高齢化しており、相続などのニーズも増えているので、ぜひ多くの行政書士が国際業務の分野にチャレンジして欲しいとのメッセージが、廣瀬先生からございました。

本日の研修内容は、私にとって未知の分野であり、こんなことも行政書士ができるんだという驚きの連続でした。国際業務分野の第一人者として、ご活躍続けられている廣瀬先生のお話を聞くことができた、貴重な機会となりました。

この分野は一定の法律英語力を必要としますが、それを修得すれば、圧倒的な競争力をもつ分野になると思います。横須賀・三浦支部でも勉強会を開催されておりますので、興味ある方は出席をおすすめします。

今回はお忙しい中、研修会の開催にご尽力いただきました支部研修部の方々、小川支部長、そして廣瀬先生に改めて御礼申し上げます。

（長谷部　惠春）

磯子・金沢支部

【1】令和４年度　オンライン賀詞交歓会

令和４年１月２４日（月）１８時００分から、庄司旬子幹事の司会のもと、Ｚｏｏｍにて賀詞交歓会を実施しました。

（１）新年の挨拶（後藤国博支部長）
会員の支部活動への協力について感謝しますとのお話がありました。

（２）乾杯の挨拶（小竹一臣監事）
新型コロナのなか、会員の健康を願うとのお話がありました。

（３）支部運営について（後藤国博支部長）
担当者個人ではなく、総務、相談、研修のグループにて対応していきたいとのお話がありました。

（４）各担当役員の自己紹介

（５）新入会員の自己紹介
石川秀俊会員、岩本圭司会員、下山聡会員、勝又珠子会員、熊坂均会員
入会してから経験した仕事等のお話をしていただきました。

（６）年間行事のご案内、支部活動への参加方法（谷知徳明副支部長）

（７）無料相談会の説明（草島芳副支部長）

（８）神奈川行政書士政治連盟活動案内

（９）参加会員の自己紹介
加藤隆夫会員、福島久美子会員、
大屋智弘会員、浅川眞一会員、阿部陽一会員

近況や仕事の得意分野等のお話をしていただきました。

（１０）閉会の言葉（片桐久幸副支部長）
支部相談員募集についてのお話がありました。

以上、和気あいあいのうちに、１９時頃終了となりました。

（みんなで、乾杯！！）

（広報通信員　川﨑志朗）

戸塚支部

【令和３年度第２回支部研修会】

１月２２日（土）１４：００～１６：００　開催
『新年は医療法人でガッチリ！』と題し、当支部の川越会員（推薦理事）を講師に「医療法人設立認可申請」をテーマに講義をしていただきました。

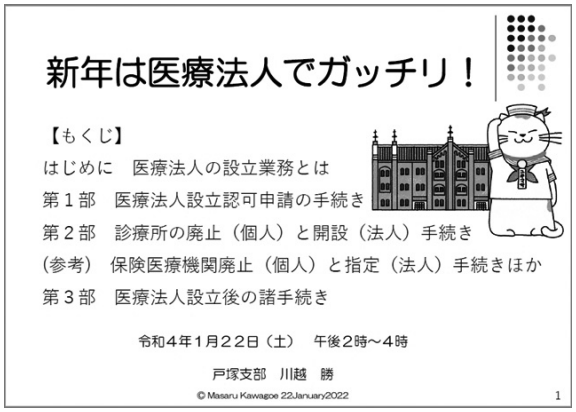

新型コロナウイルスの感染再拡大により、当初予定していた対面形式での研修を中止し、Ｚｏｏｍによるオンライン形式で実施いたしました。

医療法人設立までの業務の概要、必要な書式や申請書等の記載方法に加え、医療法人の設立に伴う個人診療所の廃止および法人診療所の開設にいたるまでの手続について、具体的・実践的なノウハウや注意すべき点を豊富な資料をもとに詳しく解説していただき、この業務の未経験者はもちろんのこと、すでに業務を経験している受講者にとっても有益な講義でした。

講義後の質疑応答では、業務経験者から、自身が本業務を行う中で判断に迷う場面についての質問があり、それについて議論されたことで、業務内容への理解がより深まりました。最後は水野日本行政書士連合会常任理事から「行政書士は、幅広い分野で益々活躍が期待される」等、激励のコメントで締めて頂き、計２９名の参加者全員がスキルアップできた質の高い研修会となりました。

今回は対面形式での研修と、その後予定していた新年会は残念ながら中止となってしまいましたが、支部役員にとっては開催方法の変更を迅速に実行するなど、ｗｉｔｈコロナ時代において求められる臨機応変な対応と、チームの連携を再確認できた研修会でした。

（研修担当幹事：滝沢卓）

鎌倉支部

相談員ガイダンス

令和４年２月８日、鎌倉支部相談委員会による相談員ガイダンスが行われました。

当支部では鎌倉市役所、逗子市役所、葉山町役場において行政書士無料相談を行っております。今回のガイダンスは、新任相談員に向けて、相談員としての基本姿勢、担当者の心得、身だしなみ、事前事後の連絡・報告方法などが説明されました。

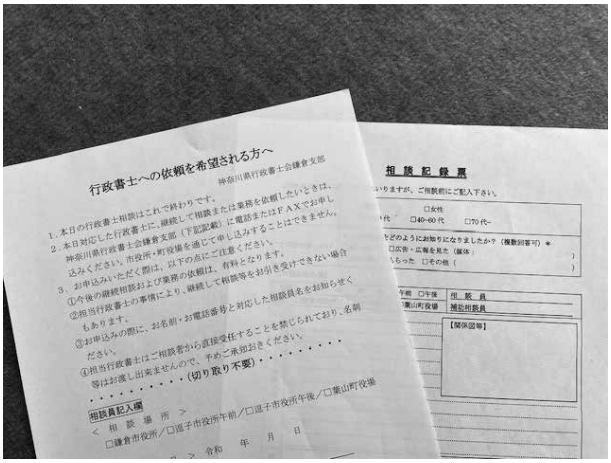

市役所等における常設無料相談は、市民の方々と直接相対する貴重な機会です。是非行政書士が頼りになる専門家だということをアピールしていただきたいですし、その相談者が満足してお帰りになる様子で、市役所等からの信頼も確かなものになっていくでしょう。相談員の一人一人が本当に大切な広告塔ということになります。

また、当支部では補助相談員という制度を採用しております。正規の相談員となるためには行政書士登録年数等、一定の条件を付していますが、若手の方々にも是非相談員を目指してほしいという願いからできたシステムです。条件にはまだ合致しない、若しくは少し自信がないという会員が、相談員の横で相談業務を研修します。ベテラン先生が市民のお悩みを解きほぐして行く様は自身の事務所でのお客様とのやり取りの上でも大変勉強になると思います。基本ノーギャラ、口出し無用というルールでやっており、現在５名の補助相談員が研鑽を積んでいます。将来は市民にとって、信頼に足る相談員になってくださることでしょう。

ガイダンスの締めは質疑応答。色々な不安に、ベテラン相談員がアドバイスをしてくださいました。新人とは呼べない私にも、得るところがたくさんある素晴らしい知恵袋でした。

どんな相談が持ち込まれるかわからない行政窓口での相談業務。心理的にも緊張を強いられると思いますが、相談のスキルを磨くのは、結局は数多く相談をこなすのが一番なのです。日々勉強を怠らず、相談者に対しては誠意を持って親切丁寧に、しかも決められた時間内で終了させる。相談業務のエキスパートへの道は険しいですが、みんなで精進しようと話し合いました。　（小林　三千世）

相模原支部

令和３年度第２回業務研修会

令和４年１月２２日（土）１６時半より、相模原支部の小山和人先生を講師に迎え、令和３年度第２回業務研修会がオンラインにより開催されました。

研修は「行政書士と道路法～行政書士が知らない道路法関連業務～」をテーマに行われ、内容は道路関係業務や申請の流れの説明に加え、申請先の自治体や道路管理者により独自のルールがあること、また、依頼を受けるにあたっての道路関係業務ならではの注意点にまで及び、この業務に携わっ

たことのない私にも非常にわかりやすく、とても勉強になりました。

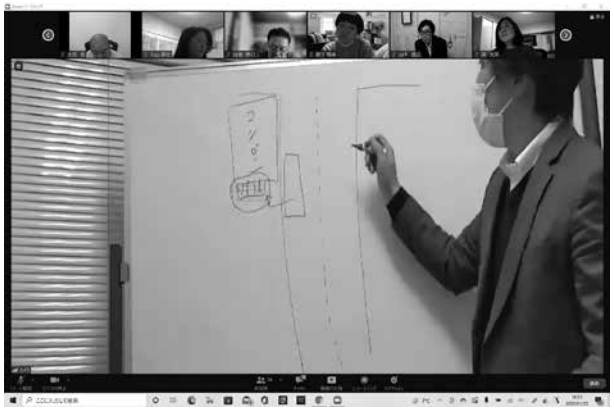

今回の研修でご講義の内容だけでなく、自分の専門にかかわらず、多岐にわたる行政書士の業務について広く知識を得ること、そしてそれぞれの業務を専門にされている多くの先生方と繋がりを持つことの重要性についても知ることができました。

ご相談を受けた時に、相談者様の抱える課題を聞き取り、その課題が自分の扱っている業務外であったとしても、「私は専門外だからわかりません。」とお断りするのではなく、「そちらの業務であれば、より詳しい専門家を紹介しますね。」と言えるようにすることも、行政書士の看板を掲げるうえで大事であり、また相談者様からのいっそうの信頼にも繋がるのではないかと感じました。

私は行政書士業務の他に介護タクシー事業も行っており、ご高齢者や障がいをお持ちの方、それからケアマネジャーや病院のソーシャルワーカー等と接する機会が多く、常日頃から「ご高齢者や障がいをお持ちの方の総合相談窓口」として活動していきたいと思っておりました。

今回の研修に参加したことで、自分の専門外のことでも対応できるよう、幅広い知識を身につけ、それと同時にあらゆる専門家の方々とのネットワークを構築することにより、本当の意味での“総合相談窓口”になれるのではないかと気付くことができました。

ご相談を受ける際の、自分の心構えを見直すことができたという意味でも、今回の研修は私にとって大変有意義なものでした。

今後も自身の専門にこだわらず、研修には積極的に参加させていただきます。

山本　直弘

秦野・伊勢原支部

令和３年度第２回支部研修会の報告

日　時　令和３年１２月１７日（金）
　　１４：３０～１６：３０
場　所　伊勢原市中央公民館　会議室Ｂ
テーマ　『遺言・相続の基礎知識』
講　師　南　勲　会員（小田原支部）
参加者　３６名（うち他支部９名）

秦野・伊勢原支部では、上記日程で会場でのリアル研修会を行いました。

この時期は、国内のコロナ感染者数が減少し、世の中が少し落ち着きを取り戻していたときでした。当初は、定員の半分で参加者を募集しましたが、１２月に入り伊勢原市内会場の利用人数制限が解除されたのを受け、研修参加人数の制限を外し開催されました。

研修は、本会の苦情処理委員長でもある南勲先生から、相続業務の基礎知識からトラブル回避ために注意すべきことまで、多岐にわたりユーモアを交えて講義をしていただきました。

コロナ禍により、久しく会員の集まる機会がなかったので、当日は多くの人数が集まり、多少の不安を感じましたが、その後コロナ感染の報告はなく安堵しております。参加された皆様ご協力ありがとうございました。

改めまして、ご多忙の中、講義をいただきました南先生に感謝申し上げます。

（広報担当　入学登巳子）

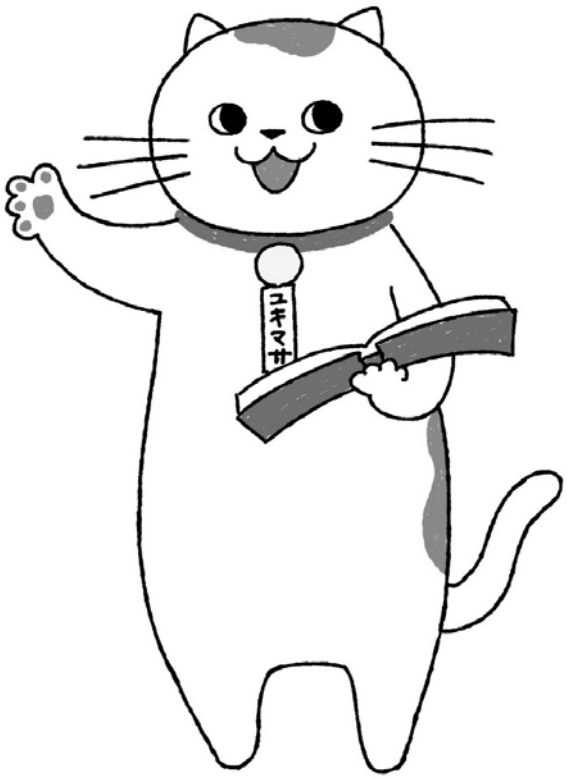

政 連 だ よ り

神奈川行政書士政治連盟

■　浅尾慶一郎元衆議院議員との意見交換会を開催　■

日　時　令和３年１２月１８日（土）１８：００～
場　所　鎌倉市大船

浅尾慶一郎元衆議院議員と政治連盟執行部との意見交換会を浅尾氏の地元大船で開催いたしました。

２か月前の第４９回衆議院議員総選挙において神奈川４区より再び無所属出馬を敢行、大きなハンデを背負い背水の陣で戦うも、トップに僅差で及ばず落選されました。しかしながら「誰にでも何度でも挑戦できる社会の実現」を政策理念に掲げてきた同氏は、冒頭「再起を期して活動を続けます！」と力強く宣言されました。

民主党（当時）時代から深く行政書士制度を理解され、制度発展のためにご尽力いただいておりますが、超高齢社会とデジタル化の波の中で我々行政書士の在り方や役割について、深い洞察に富んだ意見やアドバイスをいただきました。神政連としてもこれまで通り、しっかり支援をお約束し、和やかな雰囲気のなかで会合を終えました。

年明け１月７日、自民党は、今夏の参院選神奈川選挙区の公認候補として元衆院議員の浅尾慶一郎氏を決定したと発表いたしました。真夏の国政復帰へ、神政連は全力で同氏を支えてまいります。

浅尾慶一郎元衆議院議員と政治連盟執行部

■　三浦のぶひろ参議院議員が事務局に来訪　■

令和３年１２月２２日、公明党の三浦のぶひろ参議院議員が、事務局に来訪され、加藤幹夫会長らと懇談を行いました。

三浦議員は現在、公明党青年局長、外交部会長を務められており、新たに公明党神奈川県本部代表に就任されました。

ご多忙の中、ご来訪いただいた三浦議員には深く感謝申し上げます。

三浦のぶひろ参議院議員（中央）

■　神奈川県議会議長・副議長に新年のご挨拶　■

日　時　令和４年１月１１日（火）
　　１６：００～
場　所　神奈川県庁県議会議長室

神奈川県議会議長の小島健一議員、副議長の佐々木正行議員に、新年のご挨拶を申し上げました。

当日は加藤幹夫会長、佐藤彊副会長、飯田弘樹幹事長、那住史郎副幹事長、菅原光男幹事の５名で訪問し、新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応や、今後の行政書士の役割などについて率直な意見交換を行いました。

ご多忙の中、貴重なお時間をいただきました小島議長、佐々木副議長には深く感謝申し上げます。

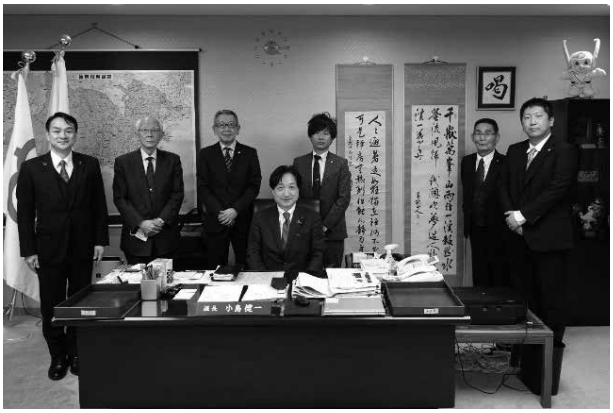

議長室にて小島議長（中央）、佐々木副議長（左）

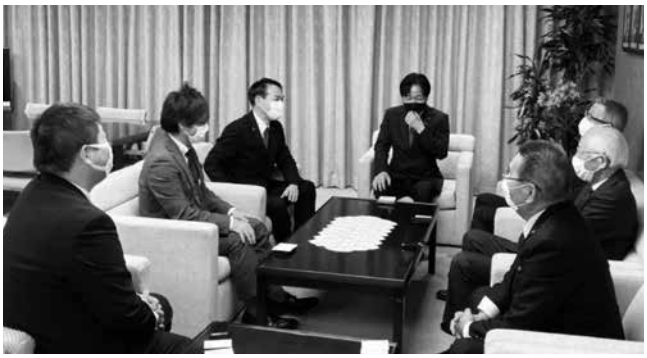

懇談風景

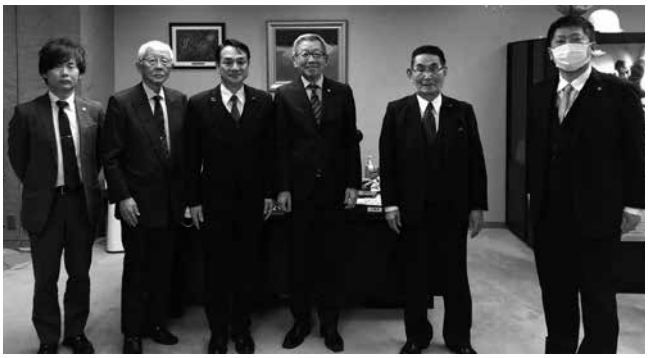

佐々木副議長室にて

■ 「参議院議員　片山さつき懇談会」に出席 ■

日　時　令和４年１月１４日（金）１３：３０～
場　所　ホテル横浜キャメロットジャパン

神奈川県内の主要団体関係者が集まり開催された「参議院議員　片山さつき懇談会」に出席いたしました。懇談会では片山さつき参議院議員より、今夏に迫った参議院議員選挙への展望等が語られた他、コロナ禍で各団体とも様々な影響を受けている中で、これまで行われている様々な取り組みについて説明がございました。

また参加各団体から、大変活発な意見交換が行われました。神政連からは加藤幹夫会長が定額小為替証書の交付手数料が値上がりするなかで、行政窓口への戸籍謄本等郵送請求に際し、様々な支払い手段で対応できるようにならないか、意見を述べました。

片山さつき参議院議員

■ 山崎誠衆議院議員と意見交換会を開催 ■

日　時　令和４年１月１５日（土）１８：００～
場　所　産業貿易センタービル

山崎誠衆議院議員と神政連執行部との意見交換会を開催いたしました。

山崎議員は現在、立憲民主党政務調査会副会長、エネルギー調査会事務局長、経済産業委員会委員などを務められており、また立憲民主党神奈川県行政書士制度推進議員連盟では、副会長にご就任いただいております。ご多忙の中、約２時間半に渡り、今後の国会動向、行政書士の活動について様々な意見交換を行いました。

ご多忙の中、貴重なお時間をいただきました山崎議員には深く感謝申し上げます。

山崎誠衆議院議員（中央）

■　秦野市長選挙の結果について　■

任期満了に伴う秦野市長選が令和４年１月１６日（日）を告示日、１月２３日（日）を投開票日として行われました。

本連盟は規約２３条に定める書面による表決により、高橋まさかず氏（無所属・現）を推薦することを決定して支援を行いました。

市長選挙では、高橋まさかず氏が２期目の当選を果たされましたのでご報告いたします。

高橋まさかず市長（左）と
秦野・伊勢原支部越水一雄支部長（右）

■　訃報　■

当連盟の元会長である山下政行先生が、令和３年１２月１９日ご逝去されました。（享年７１歳）

山下政行先生は、昭和６３年６月に神奈川県行政書士会に入会され、理事、副会長、相談役を歴任されました。当連盟においても、平成２３年から２７年まで会長職を２期４年務められました。平成２５年から２７年にかけては日政連副幹事長の要職にも就かれ、ご活躍されました。

ご冥福をお祈り申し上げます。

■　神政連ホームページ「会員のページ」について　■

神奈川行政書士政治連盟のホームページ（http://jinseiren.com/）において、「会員のページ」に活動報告、規約等の各種情報を掲載しております。ぜひご一読ください。

・Ｉ　　Ｄ：ｊｉｎｓｅｉｒｅｎ

・パスワード：事務局までお問い合わせください。

財務委員会からのお知らせ　　**要　保　存**

神奈川行政書士政治連盟
令和４年度会費納入についてのご案内

１．ゆうちょ銀行からの自動引落しにより納入している会員

支払回数	金額	引落し日
年１回払	12,000円	令和４年４月１８日

付記１．ゆうちょ銀行自動引落し利用者は、期日に間に合わなかった場合でも**７月１９日、１０月１７日、１月１７日、各月末（土日の場合は翌営業日）に再度の引落しがあります**ので、口座に入金しておいてください。

２．振込用紙により納入している会員

（１）納入方法

「郵便払込取扱票」により納付期限までに下記口座へ振込んでください。

口座番号：**００２２０－３－９７５２３**　加入者名：神奈川行政書士政治連盟

※他金融機関からの振込用口座番号

ゆうちょ銀行 〇二九（ゼロニキュウ）店 当座 ００９７５２３

（２）納付期限

令和４年４月１８日

３．年度の途中で入会した会員

入会届を事務局にて受理した月から月割（**月割額1,000円**）で会費が発生します。
入会した月から年度末である３月までの会費を一括して納入してください。
なお、３月入会の方に限り、次年度分も合わせて13,000円を納入してください。

かなさぽ便り

地区長リレーコラム

◆横浜中地区　高橋　亮太　地区長

横浜中地区は、横浜市中区、西区、保土ケ谷区、旭区及び瀬谷区のエリアで構成しています。会員数は６３名（定時総会時）です。地区研修会、広報活動（区民まつりへの参加や街頭での相談会など）、懇親会を定期的にバランスよく行うことが当地区の特徴でした。しかし２０２０年以降は集合する機会が大幅に減り、研修をリモート開催に切り替えるなどなんとか実施はしていますが、やはり直接会わないとグループとしての活気や一体感が損なわれることは否めません。

区役所や地域包括支援センターからは総じて「横浜中地区さんは組織として後見に対する考え方や取り組み方において統制が取れていて、安心してオーダーしやすい。」と評していただけているのですが、やはり会員の集合機会が減ってしまうとそれも難しくなりがちです。

幸いこのコロナ禍でも区役所・地域包括支援センターからの各種相談や後見人等候補者等推薦依頼は途絶えることなく入ってきています。これまで組織として地道に積み上げてきた実績、会員個々の奮闘がいいイメージとして残っていてくれたのだと思います。

地区に入ってくる依頼はどれも困難なものばかりです（そもそも何が困難なのかの感覚も麻痺してきます）。勇気ある会員の皆様には苦労を覚悟のうえ受任していただいています（決して無理強いはしません）。時には泥水を飲み、なんとか困難を乗り越え成長すると、そこには次なる困難案件が待ち構えています。いい仕事をした方、頑張った方には報われてほしいと切に願います。

最後に、この町で仕事をさせていただく行政書士として、私たちは後見の活動を通じて、この町の役に立てるよう益々頑張っていきたいと思っています。

◆横須賀地区　関　和範　地区長

コスモスの横須賀地区は、北から逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市の３市１町で構成されています。活動は、逗子市と葉山町、横須賀市と三浦市の２つのブロック単位で行われ、昨年度までの広報月間県下一斉無料相談会もブロックごとに開催されてきましたが、今年度は、会員の高齢化等に伴う後見人等候補者の減少も踏まえ、地区の全エリアを対象に１２月の６日間一斉に、４市町と同社会福祉協議会の後援の下、行政書士会との共催で昨年度と同様「電話による相談会」を開催しました。新型コロナウィルスに対する究極の感染防止対策として、相談会場に足を運ばずともご自宅等で相談ができるようにしたものです。

相談件数は昨年度の６割強にとどまりましたが、新型コロナウィルスが「原因不明」の収束を見せていた時期であり、面談による月例相談会も再開されていた状況下、昨年度の半分の開催期間での相談件数としては、成功と言えるものでした。それまで相談に行きたくても家を空けられない等の事情で行けなかった方たちにとっては、絶好の相談の機会となったようです。

また今年度は、昨年度に続き、逗子市の地域包括支援センター主催の研修会に講師として参加し、市内のケアマネージャー２０名の方々にＺｏｏｍを通して成年後見制度の活用に関する講話を行いました。その影響か、逗子市役所での月１回の定例無料相談会への相談者数が増えてきています。

新型コロナウィルスの感染状況は予断を許しませんが、どんな状況下でも新たな方法を工夫し、地域の関連機関等との連携を深めながら、地域のニーズに応えて行けるよう、これからも積極的な活動を展開していきたいと思っています。

◆小田原西地区　草山　誠　地区長

小田原西地区の対象地域は、県西部の伊勢原市、秦野市、南足柄市、小田原市、中井町、大井町、開成町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町です。

対象地域が広域にわたるため、独自に地区内を伊勢原地域、秦野地域、小田原地域の３つに分け、各地域が地域統括役員を中心に主体的に活動しております。

小田原西地区の会員は３９名です。地区会員の受任総件数は２００数十件ほどあり、一人当たりの受任件数で見ると多い方で、これも地区会員の皆さんのおかげです。

また、当地区では伊勢原市役所より親族調査業務を受託しております。

昨年１２月には、かなさぽ広報月間事業の一つとして、小田原の川東タウンセンターマロニエにて、市民公開講座と無料相談会を開催することが出来ました。これは、当地区にとって久々の集合形式での活動となりました。

ところが、今年になってからの感染急拡大の影響から、１月の地区研修会は急遽オンライン形式に変更となってしまいました。

後見業務においても、地区活動においても、対面交流と感染防止とのバランスは、なかなか難しいところです。

当地区には今期も数名の研修生が在籍しており、来期以降会員として活躍してくれることと期待しております。

今後も成年後見制度の必要性はますます増加すると思われます。未会員の先生方にも、ぜひコスモスにご入会いただき、活動にご協力いただきたいと思います。

前号から掲載の地区長リレーコラムは、１０名の地区長の皆様に、地域自慢や活動、ご自身や会員のこと等、自由に語っていただく掲載コラムです。

各地区の奮闘ぶりが伝わってきますね。これまでの実績があるからこそ、対面の活動が困難な時期でも地域から頼りにされているんですね。

（広報委員会　原）

コスモス入会のご案内

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターに入会するには、先ずは神奈川県支部（かなさぽ）にて研修生登録をお願いします。登録後、規定の時間の入会前研修を受講し、研修終了後に効果測定を受け、入会となります。研修生登録は常時受け付けております。研修・入会の手続については、下記連絡先にお問い合わせください。

かなさぽ事務局
毎週月・水・金（１３時～１６時）
電話番号０４５－２２２－８６２８

なお、研修はどなたでも受講することができますが、事前に研修生として登録されないと入会前研修として記録されませんのでご注意ください。また、研修の内容や日程については、かなさぽホームページでもご案内しています。併せてご活用ください。

成年後見は、後見業務のみならず、それに付随して相続・遺言、時には入管業務、許認可にまで関わることもあります。

ご興味のある方は迷わずかなさぽホームページをご覧ください。
（http://www.kanasapo.com）

当法人の活動を支えてくれる賛助会員も募集しております。　（総務委員会）

神奈川建行協だより

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。また、感染拡大の防止にご尽力されている医療関係者の皆さまに、心から感謝申し上げます。

このコロナ禍が一日も早く収まることを祈念するとともに、神奈川建行協会員の皆さまとも元気にお会いできる日を心待ちにしています。

神奈川建行協　代表　小関　典明

■神奈川県建設業課、窓口受付を再開

神奈川県は、令和３年１１月１日付で窓口受付を再開しております。平日１０時～１５時の間、従前と異なり窓口数や受取可能件数が変更されていますのでご注意ください。

事前相談も受け付けており、承継の認可申請については事前相談必須となります。

詳しい情報については、県のホームページをご確認ください。

建設業許可関係のお知らせ－神奈川県ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p18093.html

経営事項審査（経営規模等評価・総合評定値請求）－神奈川県ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870387.html

■令和３年度第３回定期研修会を開催

２０２１年１２月１７日（金）に、令和３年度第３回定期研修会を開催いたしました。

１時限目は『建設業許可制度－２－　許可基準等』について齋藤光宏会員が担当し、２時限目は『総合評価方式入札等各種入札方式の解説』についてワイズ公共データシステム株式会社　常務取締役　荻原隆仁様にご講義いただきました。

恒例の質問コーナーは「建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）」について中條義人会員より冒頭に触れられ、島崎明雄会員による進行で行われました。ＣＣＵＳ関連以外には、中退共と建退共の違い、加入のルールについて議論がありました。今回の定期研修はＺｏｏｍ利用によるハイブリッド開催とし、現地出席者にあたっては座席間隔やマスク着用・消毒など、感染症対策に十分配慮しました。

■春の公開研修会のお知らせ

２０２２年４月７日（木）に、令和３年度春の公開研修会を開催いたします。

前半に建設業許可と経営事項審査の改正点について、後半は建設キャリアアップシステムついて取扱います。Ｚｏｏｍ利用によるハイブリッド開催を予定しており、開催にあたっては感染症対策に十分配慮いたします。

申込開始は３月を予定しておりますので、ぜひご参加ください。なお開催可否・手法については変更の可能性がありますので、申込方法と併せて今後配信するメールや会員専用ページ等に掲載する情報等を必ずご確認ください。

※「Ｚｏｏｍ」は、Zoom Video Communications, Inc.の登録商標です。

「神奈川建行協」とは？

私たちは『建設業関連業務』を中心に活動する、神奈川県行政書士会に所属する行政書士の任意団体です。定期研修会を偶数月に行うほか、会員外の方にもご参加頂ける公開研修会を年二回（春・秋）、基調講演会（夏の特別研修会）などを行っております。建設業者の皆様の業績向上に寄与するため、入札その他までアドバイスできるプロフェッショナル集団となるべく、会員一同日々励んでおります。

★神奈川建行協

https://www.kanaken.info/

お問い合わせは事務局まで↓↓
《神奈川建行協 事務局》〒251-0001 藤沢市西富487番地の7　行政書士黒河明広事務所内
mail: kanaken_contact@googlegroups.com（須田記）

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「行政法学習会」

いつもありがとうございます。行政法学習会は２０１５年にスタートした会で、毎月１回、行政法を様々な角度から学習しています。

現在は今年４月に発行された**『行政不服審査法　答申・裁決事例集』（発行／日本法令）**をテキストとして使い、同書の著者の一人でもある志水晋介先生（東京会）を講師に、実際に審査された事件の事例研究を行っております。

初心者の方にもわかりやすく進行しておりますので、ぜひ皆さまのご参加をお待ちしております。

「６９回行政法学習会」
１．日　　時　２０２２年２月２４日（木）１８：００～２０：００
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
　　横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル７階
３．内　　容　行政不服審査　答申・裁決事例研究
４．講　　師　特定行政書士　志水晋介（東京会）
５．受 講 料　１，０００円
６．申 込 先　行政書士長谷川幸子事務所　メールhasegawa@shj.jp

「７０回行政法学習会」
１．日　　時　２０２２年３月３０日（水）１８：００～２０：００
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
　　横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル７階
３．内　　容　行政不服審査　答申・裁決事例研究
４．講　　師　特定行政書士　志水晋介（東京会）
５．受 講 料　１，０００円
６．申 込 先　行政書士長谷川幸子事務所　メールhasegawa@shj.jp

「７１回行政法学習会」
１．日　　時　２０２２年４月２７日（水）１８：００～２０：００
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
　　横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル７階
３．内　　容　行政不服審査　答申・裁決事例研究
４．講　　師　特定行政書士　志水晋介（東京会）
５．受 講 料　１，０００円
６．申 込 先　行政書士長谷川幸子事務所　メールhasegawa@shj.jp

尚、講師等の都合により、内容、日程が変更になる場合があります。

～お願い～
＊研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。
字数は、一研修会につき、２００字以内で、超過しないようお願いいたします。

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「もんじゅの会」

「もんじゅの会」は単なる業務勉強会に留まらず、顧客獲得の実践を中心に情報交換を行うプラットフォームです。
最近では、各々の得意分野での情報交換、協業等を開始しています。
先行き不透明な時代、もんじゅ（文殊）の知恵を出し合い乗り越えていきましょう。

「もんじゅの会　令和４年４月勉強会」
１．日　　時　令和４年４月１９日（火）１６：００～１７：００
２．会　　場　オンライン開催
３．科　　目　新しい営業方法について
４．講　　師　安友千治（鶴見・神港支部）
５．会　　費　無料
６．詳　　細　https://ggn2019.com/seminar/　に掲載。
７．連 絡 先　もんじゅの会事務局
　　E-mail　monjyu2018@gmail.com

「もんじゅの会　令和４年５月勉強会」
１．日　　時　令和４年５月１８日（水）１６：００～１７：００
２．会　　場　オンライン開催
３．科　　目　事務所経営を安定させるには
４．講　　師　浅川真一（磯子・金沢支部）
５．会　　費　無料
６．詳　　細　https://ggn2019.com/seminar/　に掲載。
７．連 絡 先　もんじゅの会事務局
　　E-mail　monjyu2018@gmail.com

「もんじゅの会　令和４年６月勉強会」
１．日　　時　令和４年６月１７日（金）１６：００～１７：００
２．会　　場　オンライン開催
３．科　　目　事務所経営を安定させるには
４．講　　師　浅川真一（磯子・金沢支部）
５．会　　費　無料
６．詳　　細　https://ggn2019.com/seminar/　に掲載。
７．連 絡 先　もんじゅの会事務局
　　E-mail　monjyu2018@gmail.com

～お願い～
＊研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。
字数は、一研修会につき、２００字以内で、超過しないようお願いいたします。

ようこそ新人さん

当コーナーでは、この1～3ヶ月に入会された新人会員のご紹介をしています。

①入会日 ②事務所名 ③事務所所在地 ④電話 ⑤ファクス ⑥電子メール ⑦年齢 ⑧血液型＆星座 ⑨ホームページ
⑩兼業 ⑪力をいれていきたい業務 ⑫好きな食べ物（飲み物）⑬お気に入りのリフレッシュ法 ⑭一言！（自己PR）

川名（かわな）　裕志（ひろし）さん

① 令和3年12月1日
② かわな行政書士事務所
③ 相模原市南区鵜野森2丁目10番3号
④ 042-853-1864
⑤ 050-3588-8527
⑥ info@kawana-gyosei.com
⑦ 40才
⑧ A型・ふたご座
⑨ https://kawana-gyosei.com
⑩ 不動産業
⑪ 成年後見、相続
⑫ ウィスキー
⑬ 美味しいハイボールを飲むこと
⑭ これまでの人生経験を活かし、皆様のお役に立てるよう励んで参ります。

鮒（すずき）　久美（くみ）さん

① 令和3年12月1日
② 行政書士鮒久美事務所
③ 鎌倉市今泉台4-16-12
④ 070-8453-6801
⑥ suzuki.koffice@gmail.com

牧田（まきた）　健一（けんいち）さん

① 令和3年12月1日
② 行政書士牧田健一事務所
③ 相模原市中央区上溝6-8-5-1
④ 090-6157-7770
⑥ siosai40311107@gmail.com
⑦ 54才
⑧ O型・さそり座
⑪ 消防サポート
⑬ ゴルフ
⑭ 安全、安心な町づくりを目指します。

黒羽（くろは）　洋介（ようすけ）さん

① 令和3年12月15日
② 黒羽行政書士事務所
④ 050-3749-1452
⑥ info@kuro-office.net
⑦ 29才
⑧ A型・おひつじ座
⑪ 車庫証明、出張封印
⑫ パスタ、甘いもの
⑬ 音楽を聴く
⑭ 色々な事にチャレンジしていきたいです！

石綿（いしわた）　竜人（りゅうと）さん

① 令和3年12月15日
② 石綿行政書士事務所
③ 小田原市飯田岡231番地の54
④ 080-6300-0532
⑥ info@ishiwata-gyosei-office.com
⑦ 32才
⑨ http://www.ishiwata-gyosei-office.com

吉田日出子（よしだひでこ）さん

① 令和3年12月15日
② 行政書士吉田日出子事務所
③ 秦野市堀西831-9
④ 090-7843-4754
⑤ 0463-87-3679
⑥ hideko.t.y.n@outlook.jp

このコーナーは、新入会員説明会への参加者のうち、掲載を希望された方をご紹介しております。入会が一年未満で掲載ご希望の方は、①～⑭まで（すべてお答えいただかなくても結構です。）ご記入の上 gyosei@kana-gyosei.or.jp 宛にお送り下さい。

階堂（かいどう）　泰弘（やすひろ）さん

① 令和3年12月15日
② いせやま行政書士事務所
③ 横浜市鶴見区鶴見中央5丁目7番2-210号
④ 045-717-9728
⑥ iseyama-gyosei@mbr.nifty.com
⑦ 48才
⑧ O型
⑨ https://iseyama-gyosei.com
⑪ 許認可業務、成年後見

千葉（ちば）　修平（しゅうへい）さん

① 令和3年12月15日
② 横浜関内行政書士事務所
③ 横浜市中区蓬莱町2-4-5
関内DOMONビル6階B号室
④ 045-326-6266
⑤ 045-594-6992
⑥ shuheichiba0609@gmail.com
⑦ 49才
⑬ トレイルランニング
⑭ ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

日髙（ひだか）　剣太（けんた）さん

① 令和3年12月15日
② 行政書士日髙事務所
③ 横浜市港北区新横浜2丁目5番14号
WISENEXT新横浜5F
④ 045-470-8621
⑤ 045-470-8623
⑥ k-hidaka@a-jim.com

新堀（にいぼり）　憲二（けんじ）さん

① 令和4年1月1日
② リード行政書士事務所
③ 平塚市ふじみ野1-28-8
④ 0463-59-9036
⑤ 0463-59-9036
⑥ info@lead-g-office.com
⑭ どうぞ宜しくお願い致します。

郡谷（こおりたに）　優子（ゆうこ）さん

② 行政書士郡谷事務所
③ 横浜市鶴見区鶴見中央2丁目4番9号
④ 045-504-2002
⑥ y_koritani@ion.ocn.ne.jp
⑩ 司法書士
⑪ 相続、遺言、成年後見、法人設立と起業、
信託契約設計

向堀智恵美（むこうぼりちえみ）さん

① 令和4年1月1日
② 向堀行政書士事務所
③ 横浜市保土ケ谷区上星川二丁目43番19号
中戸川ハイツ102号

齋藤（さいとう）　裕之（ひろゆき）さん

① 令和4年1月1日
② 行政書士みなと国際法務事務所
③ 川崎市川崎区東田町2-11
大谷加工川崎大通りビル3階
④ 044-272-6080
⑤ 050-3537-4397
⑥ hiroyuki.saito0828@gmail.com
⑧ AB型
⑪ 申請取次業務
⑬ ジョギング

志田（しだ）　麻緒（まお）さん

※ご本人の希望により情報の掲載はございません。

おおやま　てつ
大山　哲さん

① 令和4年1月15日
② 大山行政書士事務所
③ 横浜市港南区港南台9丁目29番3号
④ 045-831-1234
⑤ 045-831-0007

よしむらしおり
吉村詩央里さん

① 令和4年1月15日
② 行政書士吉村明博事務所
③ 横須賀市米が浜通1丁目1番地
横須賀中央ダイカンプラザシティ1-502
④ 046-823-7455
⑤ 046-823-7455

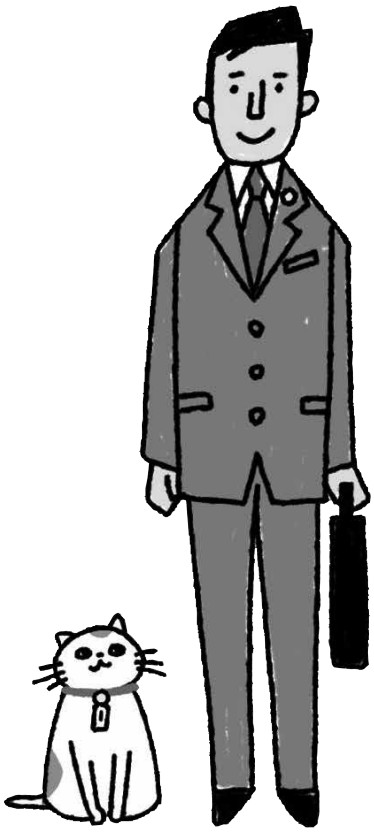

会員の動き

（令和４年１月３１日現在）

１　会員数 ３１２２名

２　異動状況

令和３年１２月１日から令和４年１月３１日まで

（１）入会　　１８名

（２）退会　　２４名

３　退会者

令和３年１２月１日から令和４年１月３１日まで

川崎北	支部	柿田　洋
鶴見・神港	支部	斎藤　清佳
鶴見・神港	支部	石村　尚之
横浜中央	支部	小竹　勝
横浜中央	支部	髙間　義輝
横浜中央	支部	星　武史
横浜中央	支部	本多　一公
横浜中央	支部	水谷　優
横浜中央	支部	森田　悦子
磯子・金沢	支部	井上　恭男
磯子・金沢	支部	澤　文子
磯子・金沢	支部	大森　章道
戸塚	支部	鶴岡　一郎
戸塚	支部	長岩日出美
戸塚	支部	松岡　義行
横須賀・三浦	支部	上原子　克則
湘南	支部	川島　司満
湘南	支部	菅原　忠行
平塚	支部	荒井　英
秦野・伊勢原	支部	日向　弘
小田原	支部	田中　松明
小田原	支部	守屋　拓彦
海老名・座間	支部	川口　明良

訃報

戸塚	支部	山下　政行

４　入会者

（１）令和３年１２月１日入会

鎌倉	支部	鮴　久美
相模原	支部	川名　裕志
相模原	支部	牧田　健一
平塚	支部	日比　亮太郎

（２）令和３年１２月１５日入会

鶴見・神港	支部	階堂　泰弘
鶴見・神港	支部	日髙　剣太
横浜中央	支部	千葉　修平
鎌倉	支部	黒羽　洋介
秦野・伊勢原	支部	吉田　日出子
小田原	支部	石綿　竜人

（３）令和４年１月１日入会

川崎南	支部	齋藤　裕之
鶴見・神港	支部	郡谷　優子
横浜中央	支部	向堀　智恵美
平塚	支部	新堀　憲二

（４）令和４年１月１５日入会

川崎北	支部	志田　麻緒
横浜中央	支部	柳下　博克
南・港南	支部	大山　哲
横須賀・三浦	支部	吉村　詩央里

事務局日誌

令和３年１２月

日	曜	行　　事
1	水	企画部会
2	木	建設環境部会、建設環境部研修会
3	金	行政書士試験第３回本部員会議、選挙管理委員会 申請取次行政書士管理委員会、苦情処理委員会
4	土	
5	日	
6	月	正副会長会・部長会
7	火	相談部会、相談部研修会
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	国際部会、綱紀委員会、表彰委員会
14	火	苦情処理委員会
15	水	
16	木	国際部研修会、総務部会
17	金	法規監察部小部会、民事法務部会
18	土	
19	日	
20	月	ＡＤＲ運営委員会、建設環境部会
21	火	研修部会
22	水	正副会長会・理事会
23	木	法規監察部会
24	金	企画部会
25	土	
26	日	
27	月	登録証交付式、広報部会
28	火	
29	水	年末年始休暇（～１月３日）
30	木	
31	金	

令和４年１月

日	曜	行　　事
1	土	
2	日	
3	月	年末年始休暇（１２月２９日～）
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	正副会長会・部長会
8	土	
9	日	
10	月	成人の日
11	火	苦情処理委員会、申請取次行政書士 管理委員会相談部会
12	水	県庁等新年挨拶回り
13	木	国際部部会
14	金	
15	土	運輸警察部研修会
16	日	
17	月	正副会長会・理事会
18	火	研修部会、企画部会
19	水	
20	木	
21	金	苦情処理委員会
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	綱紀委員会、法規監察部会、 特定行政書士検討 WG
26	水	研修部研修会
27	木	建設環境部会、建設環境部研修会 民事法務部会
28	金	総務部会
29	土	
30	日	
31	月	登録証交付式、広報部会

会報原稿の受付について

会報原稿の締め切りについて

第274号　令和4年4月15日（令和4年5月末発行予定）

会報に関する経費節約および省力化の推進にともない、会報原稿の受付は可能な限り、電子データ（word等のファイル）にてお願い致します。

文･写真→電子データをメールにて受付

尚、「支部だより」に関しては、各支部1ページ以内（写真も含む）のご投稿でお願い致します。

電子メールでの受付先 gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局）

電子メールで原稿を送られた方は、数日中に返信メールがあります。返信がない時は、必ずメールが届いていることの確認を事務局にして頂くようお願いします。

編集後記

春は出会いや新生活の季節。入学、卒業、進級、入社、退職、転勤・・・。我が家の周りでも引っ越し業者のトラックをよく見かけます。毎年、最寄り駅の駐車場に河津桜が満開に咲き、一足早く春の訪れを感じさせてくれます。数年前から、簡易テントを持参して、公園でのんびりするのがマイブームです。比較的近場の四季の森公園や大和ゆとりの森などに行くことが多いです。おすすめの公園がありましたら、是非教えてください。今年も春の心地よさを存分に満喫しつつ、私もフレッシュな気持ちでラジオ・テレビＣＭ等々、県民の皆様に行政書士制度をＰＲするべく広報活動を行っていきたいと思います。（岡本）

今年は数年ぶりに関東でも影響が出るほどの積雪となりました。前回の大雪が２０１８年、その前が２０１４年と４年周期で大雪になっているようです。次は２０２６年、果たしてこの周期は続くのでしょうか。（齋藤）

痩せない。前号の本欄で１５Ｋｇ体重落とすと書いたが、２カ月経って＋―０。まぁ増えてもいないので良いと言えば良いのですが。新宿末広亭の２月中席、主任は笑点新メンバーの桂宮治……の予定が、コロナの「みなし陽性」で伯山がトリの代演。演目は「浜野矩随」。親子の情愛に涙。しかし涙流しても体重が減るわけではない。はぁ。（那住）

この会報が出る頃には、もう桜の花がほころび始めているでしょうか。春には毎年桜茶を楽しみたくなります。この季節ならではの楽しみです。最近は、様々な種類のお茶がありますので、日々お試しをしながら楽しんでおり、今の推しはフレーバー付きルイボスティー！しかし、やはり、季節のものには叶いません。桜茶、そして桜道明寺や草餅でうきうき春気分を満喫したいと思います。皆様はどんな春を楽しまれますか。春を満喫して、さあ、また新年度。頑張ってまいりましょう！（星野）

お酒はあまり飲めませんが、「このお料理にはこのお酒！」というようにマリアージュを楽しむのが趣味です。ビストロではおいしいお肉と赤ワイン♡お蕎麦屋さんでは蕎麦前と日本酒♡鰻と日本酒も最高！…しかし、そんな私に最近一つ悩みが…。それは「瓶ビールに合う〝餃子〟が絶品な町中華のお店が見つかっていない」こと。どなたかオススメ店がありましたらぜひお教えください！（相賀）

この号が発行された現在、年度末で慌しく過ごして新年度を迎える準備をしている頃でしょうか。と、近い未来に想いを馳せる割にはなんだか毎年後手後手となっています。昨今の社会情勢に備えるためにも、余裕をもって執筆中の今からでも準備を始めたいと考えます。そして三月の終わり、落ち着きをもってこの誌面を手にしていることを期待して。さあどうだ、私。（森）

我が家の狭いリビングに、電子ピアノが鎮座するようになって早２年。駅や空港に置かれたピアノを、通りがかりの人が弾いていく……というＴＶ番組に影響され、楽譜も読めないのに買ってしまった夫の仕業です。ただ、夫があまりに楽しそうに練習するので、つられて私も約４０年ぶりに弾き始めました。幼い頃のピアノのレッスンといえば、バイエルだのツェルニーだの、教則本ばかりでつまらなかったのですが、今は思う存分好きな曲が弾けるので、とにかく楽しい！Ｉ　ｌｉｋｅ　Ｃｈｏｐｉｎ　ショパンにドはまり中です（下手だけど…笑）。（山村）

行政書士かながわ
第273号
令和4年3月31日発行

発　行　人／田後隆二
広　報　部／岡本祐樹（部長）、齋藤雄一（副部長）、那住史郎（副部長）、星野涼子（部員）、相賀真理子（部員）、森由香子（部員）、山村優子（部員）
政連だより責任者／広報委員長　草島芳
かなさぽ便り責任者／広報委員長　荒井真澄
今月の表紙／写真大:小田原城、写真小:三浦市河津桜
発　行　所／神奈川県行政書士会
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-641-0739 FAX.045-664-5027
印　刷　所／港北出版印刷株式会社 TEL.03-5466-2201 FAX.03-5466-2235

皆様の暮らし・業務を支える

商品が新発売！

マスク（フラットタイプ）

New

サイズ：175mm×95mm
フラットマスク

マスク（プリーツタイプ）

New

サイズ：175mm×95mm
三段プリーツマスク

マスクケース（2つ折りタイプ）

New

表　裏

サイズ：
200mm×110mm

マスクケース（ジッパータイプ）

New

表　裏

サイズ：230mm×125mm

名入れのぼり ぬいぐるみ

名入れのぼり（別売り）
竿長約32cm／旗長約20cm／
旗幅約7cm
※お好きな言葉を
入れることができます

（税込・送料別）

ぬいぐるみ
20cmサイズ
座布団付き

（税込・送料別）

ネクタイ第2弾

ピンク色
ユキマサくん：総柄
素材：シルク100%／
全長146cm／剣幅8cm

アルコールハンドジェル

【仕様】
ボトル：
W35×D20×H76mm
カバー付：
W52×D23×H105mm
容量：29ml

株式会社全行団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10F
Tel：03-6450-1622 Fax：03-6450-1623

＼ご注文はこちらから！／
全行団　検索